

平成28年6月16日(木曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	松田春喜
総務課長	森田貞男	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	小橋智恵美
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成28年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第9号から議案第19号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議案第20号及び議案第21号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第1号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 20 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第 21 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

●議員から提出された議案

議案第 1 号 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書について

議 事 の 経 過

平成 28 年 6 月 16 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山崎正男君。

4 番（山崎正男君）

議長のお許しを得ましたので、最終日で皆さん何かとお疲れかも知れませんが、山崎も一所懸命やりますのでよろしくお願いします。

まず、私は今回は、地震対策について、医療対策について、それから環境整備について、それから工事発注についてと、4 点の大見出しでお話を伺います。

まず地震対策についてでございますが、町民のつぶやきに一理あると思うことがありますが、次のようなことについてお聞きしますと。

まず第 1 点目でございますが、熊本の地震のことを考えると、我々の町の施設でどこが避難場所として最適か、安心なのか少し不安になりますが、黒潮町のここは避難場所として安心だと明言できる所を考えていますか、お答えいただきます。

よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

おはようございます。

では、山崎議員の一般質問、地震対策についてお答えしたいと思います。

まず 1 点目の、黒潮町のここは避難場所として安心だと明言できる所は考えていますかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、あらゆる災害に対して絶対安全、安心という場所はないと考えております。災害対策基本法では、災害の定義を、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象、または大規模な火事もしくは爆発、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害としております。また、指定避難場所、指定避難所は、基本的に災害の種類に応じて指定しなければならないとされております。

そのうち、黒潮町地域防災計画では、洪水 95 カ所、崖崩れ 65 カ所、土石流 68 カ所、高潮 51 カ所、大規模火災 70 カ所、爆発 72 カ所、地震 54 カ所、津波 36 カ所を指定避難所としております。

これらの指定避難所は、それぞれの災害別に安全性の高い場所を指定しておりますけれども、どのような施設であっても、災害が発生した場合は、避難所として使用する前に、必ず目視による避難所安全確認チェックが必要となっております。

また、南海トラフ地震のような大規模災害時には、避難所はそれぞれの地域で開設、運営をしていただかなければならない状況になると想定しております。

そこで、平成 27 年度には、伊与喜小学校をモデルに避難所運営マニュアルを作成致しました。そして平成 28 年度には、地震、津波関連避難所すべての避難所運営マニュアルを作成し、その中に避難所安全確認チェック表を設けて、地域住民自らが避難所安全確認チェックができるような環境を整えてまいると同時に、すべての指定避難所のより安全性を高める施策を、それぞれの施設を管轄する部署と連携して進めてまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

まあ、完全で安全なというところは、なかなか難しいということですが。

町が避難指示とか避難命令を出すときに、やはり現在決めておる場所、震度、例えば 7 で対応できるここはここですという現在の想定で決めたところは何か所ぐらいあるがですか。これが今さっき言われた数ですか。避難場所の数。

例えば、震度 7 で耐え得る場所が、今現在ではここですということをお教えしてもらいたいです。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、内閣府中央防災会議から想定されている南海トラフ巨大地震の想定ではですね、黒潮町全体が震度 7 になることはないです。率にすると 5 パーセントか 6 パーセントぐらいで、ほとんどが震度 6 強というところになります。

そういう状況の中で、現在、黒潮町の地域防災計画では、指定している避難場所が、津波じゃなくて地震の場合に逃げるとことして 54 カ所。そして、津波も含めて逃げるとことして 36 カ所を指定避難所としております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

津波の絡みで、安心していただける所が 54 カ所、地震が 54 カ所、津波が 36 カ所、こういうことですかね。

私たちは想定の中で物事を想像するわけですけど、想定外というときにあたふたすることのないような、第 2 番目の想定もしておかなければなりません。今、6 強ということで、来ないであろうということと考えておりますけれど、熊本地震のように、余震があった後にまた本震が来るというようなこともございますので、いつも逃げれる場所はここだという住民が認識をしている場所が壊れたときにはどうすべきかということまで考えていただきたいわけです。

我々が命を守る、そういう場所が、行き着いた所が全然使えなかったとか、夜中で全然何にも壊れてなかったとかいう極端なことにならないようにしなければなりません。

私は昨日、この議会が始まって、皆さんの、同僚の議員の質問を聞いておりますと、執行部の考え方の中にちょっと疑問を感じるところもあるのですが。例えば、佐賀支所のその対策にしても、それから住民の高台にしても、今、何もその逃げる場所、行き着く場所を考えてない。いざというときの場所が考えられないというふ

うにとらえたわけですけど。

この我々に与えられよう総合振興計画も、ここ29年度までの総合振興計画になっております。じゃあ、この次の10年間はどのようなのであろうかというときに、今から考えてないとなかなか次への話が進みませんので。副町長もまたお願いしますけれど、その津波の想定をした上で、支所の移転、それから佐賀にも住宅もご置います。そういうものの移転先。こういうものが早めないと、審議会を開いても、何カ月も、1年もかかる。で、決定するまでもうすぐそこへ29年度が来る。振興計画どうやって作るがじゃおかと、こういう気持ちで思っております。

今考えがないとか、そういうことじゃなくて、やはり地図を開いて、佐賀地域の住民の佐賀支所を中心とした振り分けはどうするか、どういう計画が立てれるかということは、今からやってもらいたい。そうじゃなくて、その行き当たりばったりじゃあいけませんので。ぜひ、私この、安心して暮らせるような考え方を持つためには、まず振興計画の中に黒潮町の佐賀支所はこれからも継続して、住民のともしびとして継続して置くと。

それから、その位置は、副町長の言われますようにこれから算段していくという考えもあるかと思いますが、早く場所と、それから距離ですね、距離も。例えば、1キロ以内で考えるのか、5キロ四方で考えるのか、10キロ四方で考えるのか。そういうことも算段してですね、支所機能、これがないと佐賀の町民、住民はあたふたとします。今言う計画、立派な避難計画があっても、マニュアルがあっても、我々がその次に来る、次の生活を守る支所じゃ、住宅じゃ、こういうものが構想にないと大変困ります。

ひとつ副町長、そこらあたりをお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

山崎議員のご質問にお答えを致します。

初日の方にお答えをしたところでございましたけども、支所につきましてはこれまでも議論をされてきまして、そして高台等、位置との議論でですね、そういう場所がなかなか難しいということがあって、今の災害対策本部等で機能的にしていくということで。

とにかく今はその場所から逃げる対策で、避難道、そして避難タワー等を現在進めているところでございます。支所がなくなるというわけではなくって、津波が来てなくなった後のことをですね、現在進めてきたということでございます。その進めてきた中では、先ほど言いました災害対策本部の中でその機能を充実させていくと。

そして、また保育所等につきましては、移転等も今計画しているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今回は私の質問が多岐にわたっておりますので、あまり長い話はできませんけれど。

一つだけ確認させてもらいたいのは、次の総合振興計画に支所機能の充実も合わせて入れてくれるのかどうか。

ここだけお聞きします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

支所機能の充実というのは当然あるべきところで、今までも支所機能の充実ということで、その災害等ではなくてですね、いうふうにお答えをしてきたというふうに思いますので。

振興計画の中に支所機能の充実という言葉が入るかどうかは分かりませんが、黒潮町全体でそういうことも含めて考えていきたいというふうに思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ぜひですね、この振興計画の時間切れで終わりじゃなくて、次の 10 年ということを目指してですね、しっかりとしたまちづくりをできる、そういうような計画を考えていただきたいと思います。

1 番目のその質問はですね、まあ今現在はそういう数で、避難できるということとどめておきます。今後ですね、どういう状況が出るか分かりませんが、住民が速やかに安心して行ける場所、迷わないような場所の選定を明確にしていきたいと思います。

次です。2 番。

し尿処理場は耐震と津波は大丈夫ですか。し尿処理施設ですね。また、溶融炉。これは幡多の溶融炉ですけど、大丈夫ですかということです。被害を受けた後の施設としては大事な建物ですので、我々が安心しておられるような対策がされているのか。

先日は、大方の斎場、この件も出ましたけれど、こういう我々が公共施設として、いざというときに後処理ができる。こういうものが大切でありますので、その施設らについての状況をお伺いします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、山崎正男議員の地震対策についての 2 番目、し尿処理場は耐震と津波は大丈夫ですか。また、溶融炉はどのようなのですか、ということのご質問にお答え致します。

議員のご質問の黒潮町衛生センターは、平成 10 年 3 月に完成しまして、延べ床面積 1,459 平方メートルの鉄筋コンクリート 2 階建て、地下 1 階建ての建物でございます。この建物は、昭和 56 年 6 月以降の建築確認を受けておりますので、新耐震基準に基づきまして建設をされております。また、当施設は、標高約 40 メートルの個所に建設されておりますので、最大津波高以上の高台にございます。ということで、直接津波の被害を受けることはないと思います。

しかしながら、当施設に進入する町道、そしてそれにつながる国道については、浸水区域でございますので、それらの道路が復旧しなければ、し尿処理業務は行うことができない状況ではございます。

続きまして、溶融炉があります幡多クリーンセンターでございますけれども。この施設は平成 14 年 9 月に完成致しまして、延べ床面積 1 万 1,794 平方メートルの鉄骨造りの建物でございます。この施設も衛生センターと同様に、昭和 56 年 6 月以降の建築確認を受けておりまして、新耐震基準に基づきまして建設をされております。

また、この施設は、四万十市の上の土居地区に設置されておりますけれども、当地区は津波の浸水想定区域外であり、なおかつ、約 20 メートルの高台に建設されているため、津波の被害は直接受けないと思います。

しかしながら、先ほども申しましたように、それにつながる市道、そして国道が復旧しなければ、廃棄物の

処理業務ができないことは確かでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

どれも大事な建物であります。で、津波なんか来ると、途中で道路が陥没したり、通れなくなったり、いろいろございますが。

まあ先ほど言われる、その溶融炉については長距離にありますし、どんな事態が起こるかも分かりませんが、少なくとも、被害が出たときに何日以内で復旧できるという計画は持たないかんと思いますので。

例えば、そのし尿処理場なんか、あそこ上がるのはずうっと岬の小さな道を上がっていくわけですが、最悪のときを考えて、こちらの国道側から上を通っていけるような道はできないんだろうかということも考えることもありますけれど。そういう補助の道路といいますか、そこまで手を尽くしてですね、これからは考えていかないかんがじゃないろうかと思いますが。

そういうような予備の道路、それから、いざというときには何日間で行けるようになるというようなことがあれば、教えてください。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

山崎正男議員の再質問にお答え致します。

衛生センターの復旧の日数と申しますか、そのことについてお答えしたいと思いますが。道路が、国道がですね、この間、国土交通省の方のデータが出まして、3 日以内には国道は復旧するであろうということが出されております。

しかしながら、町道の復旧については、これは未定でございますので、3 日よりももっとかかるものだというふうに考えております。

また、衛生センターの方につながる補助道路ということについて、以前にも検討されておったようでございますが、非常に工事費が大きくなるということもございまして、いまだ検討には至っておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

これからまだまだ検討する課題があると思いますので、そういうことも頭に入れて、次のことに進んでいきたいと思っております。

3 番ですが、町内全域を停電にした状況での避難訓練を考えることはできないか。停電、断水、し尿処理不能、ゴミ処理不能の状況が、我々に何をもちたらすのか、暗闇で何ができるのか、何をすべきか、皆が感じ、考えるのが必要でないかなと思うときがございます。

これはですね、我々は暗闇に放り出されたときに、普段、日常と違う行動を取りかねません。方向を間違える場合もありますし、不安が何倍も掛かってきます。当然ながら、避難の場合には皆さん各家庭で避難用の道具を構えておりますのでいつきは大丈夫ではあるかと思いますが、ある日数とか、それから起きた場合とか、家がつぶれたとかで持ち出しができない場合に逃げ遅れの可能性も出てきますので、これらの状況を考え

て、夜間の停電の中で行動してはどうかということで質問します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは山崎議員の地震対策についての3点目、町内全域を停電にした状況での避難訓練等に関するご質問にお答えしたいと思います。

議員ご提案の町内全域を停電にした状況での避難訓練は、南海トラフ地震が発生した状況の臨場感は間違いなく高まる設定であると思いますが、現実的には、訓練として実施ことは困難であると考えております。

ただ、南海トラフ地震対策として、夜間の津波避難訓練は大変重要だと考えてもおります。そこで、今年11月5日には、全町的な夜間避難訓練を計画しております。

また、停電、断水、し尿処理不能、ごみ処理不能の状況が何をもちたかということにつきましては、今回の熊本地震における熊本県内の災害廃棄物が130万トンで、熊本県の一般廃棄物2年間の量であった一例をとらえても、相当大変なことであるということが伺えます。

本町では今後、BCP等、復興計画の連結を意識した準備と訓練が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

夜間訓練の無理な状況というのは、まあ推測もできるわけですけど、すべての住民、町民全体でという考え方と、それから地区地区による夜間訓練、まあ、停電の状況。それから、これは電気の問題がありますので、それを止めたら困る生活者もおりますし、どこまでの許容範囲でやるかということでございます。

それからですね、この停電の状況というのは、若い子ども、小さな子どもから小中学生、保育園、こういう方たちにも大きな教訓になるのではないかと考えております。

で、電力との協議も重ねてですね、できる範囲で1時間とか2時間、暗闇の状態でどう行動するかということとを皆に考えてもらう。これも大事なことでないかと思っております。

もう一度、その点についてお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁で申しましたように、ほんとに大事なことだとは思っております。

ただ、現実的に、やはり停電をしての避難訓練というのは、やはりいろんな問題を考えると現実的ではないというふうに思っております。

ただ、夜間の暗い中での避難訓練は、先ほど申しましたように計画しております。それぞれの家庭で暗い状況を、それぞれ可能な限りの設定の中でやっていただくということになろうかと思っております。

以前、佐賀漁協の近くで、全くの暗闇にした避難訓練の計画をしたこともありましたけれど、なかなか漁協の防犯等々、さまざまな所を消すことはなかなか難しかった経験もありまして、そのような感じで考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

まあ執行部の方が難しいということであれば致し方ないともありますけれど、こういうことは次の、今言う避難訓練の中で皆さんと協議しながらですね、こういう状況のときにはほんとに生き残れるのか、どれぐらい耐えられるのか、ということも考えていただきたいと思います。

次へいきます。

伊方原子力発電の被災も大いにあり得ると感じたが、風向き次第では我々も被災者になり得る懸念があります。四国電力との安全協定を結ぶべきではないかという質問であります。

この熊本地震からずうっと、あの活断層を見ていますと、まるで伊方原発の辺りの下を活断層が走っておりまして、それが高松の方までずうっと走っております。まともに受ける場所であります。

で、今、電力の方でも、安全じゃあ、安心じゃというようなことでやっておりますけれど、愛媛県の県民だけでなく、風向きによってはこの幡多地域全域を影響さす、そういう危ない状況がございます。

そういう中で我々も、この今、安全なときに、不安定になったときの協定をですね、電力と結んでおくべきではないかと、このように考えますのでお聞きします。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

それでは通告書に基づきまして、山崎正男議員の地震対策についての4番目、伊方原子力発電の被災にかかわり四国電力との安全協定を結ぶべきではないか、のご質問にお答え致します。

議員ご指摘のとおり、本町は、愛媛県に所在する伊方発電所から、最も近い北西の端で約76キロの位置でございます。原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域、おおむね半径30キロの範囲外となっております。

しかしながら、原子力発電所の事故による被害は、単純に原子力発電所からのその距離だけでなく、さまざまな要素に起因する可能性が大いにありますので、黒潮町におきましても、高知県地域防災計画の原子力事故災害対策の方針に沿って、黒潮町地域防災計画で定めている原子力事故災害対策をさまざまな状況に対処できるよう、県と整合性を図りながら具体的な検討を図りたいと思っております。

従いまして、現在のところ、原子力安全協定書を四国電力と直接締結をすることは検討しておりません。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

このことはですね、直接、我々76キロという離れたとこの町村が直接いうのは難しいかも分かりませんが、これは県の方と十二分に協議しながらですね、被災を想定した協定を結んでおくべきあると思います。

なぜならば、今現実には、その地域を離れないかんといい状況が東北の方でございまして、ああいう状況になったときに誰が面倒見てくれるのかというようなことがございます。

で、これは愛媛県知事と高知県知事が、まあいろんな場所で協議されるとは思いますが、風向きというのは我々のところに吹く風を1年間ずうっと見通しでもですね、すごい風で、すごいスピードで届きます。で、いざというときにはそういうことを先読みをしてですね、県にもぜひ協議内容の中に強い気持ちを込めて連絡を取っていただきたい。

なお、その意気込みをですね、ひとつ聞かせてください。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎正男議員の再質問にお答え致します。

原子力安全協定につきましては、自治体が独自に原子力発電所事業者と結ぶもので、法的な拘束力を持たない、いわゆる紳士協定でございます。立地自治体である伊方町や、そして30キロの範囲内とされております八幡浜市、大洲市、そして西予市は、県と自治体と事業者が、3業者がそれぞれ締結をしております。

また、熊本県のように30キロの範囲外であっても、鹿児島県の川内原発、そして佐賀県の玄海原子力発電所の対象と致しまして、県が一括して九州電力と情報連携に関する覚書を締結している事例もございます。

それぞれの自治体が独自の判断によりまして協定の締結をしております、黒潮町におきましても、原子力発電事故の災害対策の具体的な検討をこれからする中でですね、その必要性や活用性を見極めた上で、県を含めた三者で契約になるのか、または、高知県が一括して四国電力と締結することを求めるのか、また、そういう安全協定を結ばないのかということをも十分検討してから実施する必要があると思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

十二分に協議をしていただいて、来てはならないことではありますが、来たときには十分対応できる。そういう施策を講じていただきたいと思えます。

次に移ります。2、医療対策についてでございます。

拳ノ川の医療体制と佐賀の医療体制について、町の考えをお聞きます。

まず、佐賀の診療所も5月中旬より新たな診療体制で開業されましたが、町民の心配はなくなったであろうか。

子育て中の親や家族、独居世帯や高齢者の心配はないだろうか。町はどのようにそれをとらえているのか、お聞きます。

これは、新しく先生が来られました。町の努力で、新しく先生を迎えることができました。

しかし、以前の話を話してもいきませんけれど、この町民の中では、すべての診療に対応できる、すべての時間帯に先生がおっていただける、こういう長い歴史がございます。その中で、今回の今の診療の在り方。これで果たして町民は落ち着くであろうか。

そういう心配をしておりますので、まずお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

おはようございます。

それでは山崎議員のご質問の、医療対策についての1番目のご質問について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

佐賀地域の住民の皆さまにはいろいろとご心配をお掛けしましたが、新しい佐賀診療所につきましては、医療法人祥星会様为新井院長をお迎えしまして、5月16日から医療法人祥星会佐賀診療所として開院していただいたところでございます。

一昨日の藤本議員のご質問にも少しお答え致しましたが、佐賀診療所は、月曜日から金曜日までは、内科がご専門の新井先生に診察していただいておりますが、6月11日以降の土曜日は、聖ヶ丘病院から三浦副院長、または島根大学の教授でいらっしゃいます堀口先生が来られまして、認知症予防から認知症を止めるための予約診療を行っていただいているところでございます。

昨日、佐賀診療所でお聞きしますと、先週の11日は8の方が診療を受けられ、その後の、今度の土曜日18日、25日、そして7月2日の土曜日にも予約が入っているというようにお聞きをしておるところでございます。

議員の皆さま、そして地域の皆さまにおかれましては、今後とも佐賀診療所のご利用をよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

さて、佐賀診療所の前宣伝が長くなってしまいましたが、ご質問の、子育て中の親や家族、独居世帯や高齢者の心配はないかにつきましては、佐賀診療所の診療時間以外、とりわけ夜間診療のことを聞かれているのであろうかと存じます。

そうございましたならば、医療対策についての2番目のご質問と併せて、ご答弁させていただければと考えるところでございます。

よろしくお願ひ致します。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

今、8名ほどの患者がおられるということでございますが、この、先生が交代することによって、今まで70人近くおった患者さんが8名ぐらゐの予約しかない。これで本来の診療体制が整ったと言えるのか、ここを危惧（きぐ）致します。

それからですね、今の新しい先生のうんぬんを言う必要はないかと思ひますし、私は、おいでいただひてありがたいと、それは感じておりますが。地域には、住民の中には、その医療というものに対する考え方が、その内科だけ。こういうだけで済まない、このように考えております。やはり外科の必要なこと、それから、熱が出る、へびにかまれる、いろんな状況がございます。子育て中の方なんかは、いつ何時、夜中に赤ちゃんが泣いたり、熱を出したりするかも分かりません。

こういうときに行政がですね、今の診療体制で十分ぜよと考えているのかどうか。やはり行政は、我々の医療を、この振興計画にもありますけれど、安心、安全の日常生活が営めるように周りから援助し、それをフォローできるような体制をこれからも続けて考えていかないかと思ひております。

そのとらえ方がですね、できましたのでどうぞご理解くださいじやなしに、別の考えで住民の満足度を考えないかと思ひ、このように考えておりますので。

もう一度、答弁お願ひします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほど、私が8名の患者さまということをお答え致しましたが、これはあくまでも土曜日ですね、認知症の關係の患者さんということでございます、通常一般の佐賀診療所に来られている方というのは、月曜日から金曜日までに来ていただひております。

その方の患者さんの数というのはですね、5月16日以降5月末までの間で、一番少なかったのが5月17日

の15人、それから5月23日が5月中では一番多くて52人ということで、一日平均32人ぐらいの、5月中にはいらっしやっておられます。

先ほど山崎議員が言われました、前の先生のとときには70人前後だというお話がございましたが、その半分前後ということにはなりますけども、まあ、8人ではないということでご理解をいただきたいと思います。

それから、内科しかないということで。もちろん内科もあり、外科もあり、いろんな診療科目があればですね、それはもう最高のものだと思いますが。そうやってきますと、診療所ではなくて病院というような形になるかと思えますけども。前真崎先生のとときも内科でやっていただいて、外科のとときも一定の診療をしていた上で、大きなけがとか事故とかいう場合は大きな病院に行っていただくという形を取っておられたと思えます。今回もそういうような形を取っているということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

あまり時間を取りたくはないですけど。

町民が今ですね、5月の段階で30数名じゃということでございますけれど、これは当然のことながですよね。医療体制が変わって、住民が前段で先生に治療を受けて、安心できるような薬も頂いて、それでおる。ほんとに、このひと月、ふた月ぐらいはそういう状況も続くでしょう。

それから、新しい先生がおいでで半年や1年たたないと、地域住民とのコミュニケーション、そういうものから地域住民の体の一つ一つが分かるまでは時間もかかると思います。思いますが、前の先生が内科であって今回も内科だからというような話をするのはね、おかしい。

で、今、住民がどんなことで心配されてるかという、この短い期間でありますけれど、それをどう察知するか。それが大事でありますので、今後ですね、地域住民のアンケートなり、区長さんの意見なり、いろいろ行政の方で聞いてですね、やはりまだ何が足りないのかということはぜひ知っておいていただきたい。

もう一度、お願いします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

山崎議員の言われることは十分理解できるというように考えております。内科以外のいろんなことをご要望されている住民の方がいらっしやるというのも理解ができます。

しかしながら、内科以外の先生もお迎えするとなると、一定のお金も要るようになります。そうなりますと、そういったことも含めて総合的にまた検討する必要もございます。

そういったことでですね、住民の皆さまからいろんなご要望が挙がるとは思いますが、それらのことについては予算も含めて総合的に検討させていただきたいというように考えておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

これはしっかりと支所長、佐賀地域地域を見つめていただいでですね、住民の心配をもう一度酌み上げる。そういう姿勢で対応をお願いしたい。

すべてが診療所を整えろというわけではございません。その、今言う聖ヶ丘とですね、こういう地域住民が心配されようと。今後、こんな方法がないろうか、あんな方法がないろうかということをも十分協議してやっていただきたいと思います。

次へいきます。

今後、夜間や休診日の緊急患者の対応策は考えているだろうか。人生の末期のときは、先生不在の時間帯には誰が往診して死亡宣告をするのか、という心配も致します。

町の考えをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは山崎議員ご質問の、医療対策についての2番目のご質問につきまして、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思います。

佐賀診療所では、現在、訪問看護の実施のために、新たに2名の看護師を増員予定であると伺っております。

当面は、佐賀診療所としての訪問看護の実施でございますが、今後、需要があれば24時間体制の訪問看護ステーションに発展させたいとの意向を持っておられるようでございます。

今後、24時間体制の訪問看護ステーションが実現致しますと、訪問看護ステーションに看護師が24時間体制で常駐し、看護師の訪問により患者さんの容態を把握し逐一医師に報告することによって、さまざまな状況に即応できる体制となるとともに、状況によっては医師の指示の下に救急車による搬送を黒潮消防署に依頼し、近隣の大きな病院での速やかな処置や入院につなげていく体制が構築されるものと考えているところでございます。

24時間体制の訪問看護ステーションがすぐに実現するというものではございませんが、今後、医療法人祥星会様によって、段階を経て実現していただけるものと思っております。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

24時間体制で2名の訪問看護ステーションができるということでございますが、で、まあその緊急時には一安心かなという気も致します。

私の質問の中で、先生不在の時間帯は誰が往診して死亡宣告されるのかという質問、書いておりますけれど。

これはどうですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

先生ご不在の時間、まあ診療外の時間ということでございますが。現在の先生がお住まいになっておられます場所が四万十市でありますことから、現状での先生の夜間診療等につきましては困難であるというように伺っております。

医療法人祥星会様のお考えは、先生のお住まいになっている現在の場所を変えていただくことを強要することまでは考えておりません。現時点では、先ほどご答弁させていただきました、24時間体制の訪問看護ステーションの構築によって対応していきたいというのが、医療法人祥星会様の考えでございます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私が聞くのが無理なことなのかな、どうなのかわかりませんが、誰もが死亡されるときにはですね、昼の上で静かに往生したいという気持ちがございます。で、まあ近くに先生がおればですね、すぐおいでいただいて、息を引き取るときも安心しておれるという家族の気持ちもできると思います。

今言う、そしたら緊急なときは、その先生のとこまで行って、その確認をせないかんかということですかね。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

先生の診療時間外、とりわけ夜間の往診ということでもなろうかと思いますが、そういったことについて住民の願いといたしますか、住民の思いがあることは、私も承知をしております。

しかしながら、医療法人祥星会様が最も心配していることは、最悪の事態になることでございます。議員ご質問の問題につきましては、医療法人祥星会様も大変気をもんでいらっしゃいまして、新井先生のご意向等もお伺いしながら、当面は診療時間内の診療に専念していただきたいというように考えておられるようでございます。

医療法人祥星会様のお考えをお聞きしましても、最悪の事態にならないために、少なくとも1年程度は温かく見守っていただきたいと考えておるようでございます。ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

あまり言っても、どうも分かっていただけないようですけれど。

何言いますかね、先生がいざ、独居の方で家庭で亡くなるといような状況のときに、その方を連れて先生のとことか、救急車で病院まで連れていかないかんという考え方で死亡を考えられるのか。それとも、先生にご配慮いただいて、いつでも、夜間でも、そういう事態には飛んでいきますという状況に協議をしていただくか。そこながです。そこを行政の方で力強く協議を重ねていただきたいというのが私の希望でございます。ぜひですね、そうしていただきたいのですが。

時間もございませんけれど、どうですか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問の答えを致します。

山崎議員が言われていることは十二分に理解をしているつもりでございますが、先ほども申し上げましたように、24時間体制の訪問看護ステーションの実現に向けて今後取り組んでいくということでございまして、そちらの訪問看護ステーションの看護師とかの対応によってですね、救急車による搬送。そういった方向で検討しているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

次へいきます。

佐賀の診療所は夜間も玄関に電気をつけてほしいと周辺の要望もありますが、住民の夜間の安心安全対策としても必要性を感じるが、どうですか。

それに、来所者のために駐車場の整備は考えていないでしょうか。

お聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは山崎議員のご質問の、医療対策についての3番目のご質問について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

佐賀診療所は、町の建物をお貸しして医療法人祥星会様が運営している、いわゆる公設民営の診療所でございます。公設民営の診療所でございますので、当然のことながら電気料につきましても医療法人祥星会様にご負担いただいているところでございます。

ご質問の、住民の夜間の安心安全対策としてということにつきましては理解しているつもりでございますが、そのことで、例えば、個人の家や民間診療所である佐賀診療所の玄関の玄関灯に夜間電気をつけていただくことを町から要請、あるいはお願いするということは、少し違うのではないかと考えるところでございます。

現在、佐賀診療所の敷地付近には3つの外灯がございます。

1つ目は佐賀診療所の敷地東側にあります、NTTの電柱に設置されております浜町部落の外灯でございます。

そして2つ目は、佐賀診療所の敷地西側の町道を挟んだ民有地、ちょっと荒地になっている所でございますが。その佐賀診療所側にもですね、浜町部落の外灯が設置されております。

さらに、診療所の敷地西側にも災害対策用のソーラー照明の外灯がございますが、先日確認をしましたときには点灯しておりませんでしたので、担当者に調査修繕等の指示をしたところでございます。

そして、いま一つ、現佐賀診療所では、従来どおり、夜間に自動点灯する玄関灯も夜間に点灯していただいておりますので、ソーラー照明の外灯が点灯していない現在の状態でも、近隣の一般的な状況と比べまして特段暗いという状況にはないと考えているところでございます。

なお、照明が必要であるということでございますならば、町では、黒潮町防犯灯設置補助金交付要綱に基づき、一灯につき事業費の50パーセント、上限額3万円の補助制度を設けておりますので、ぜひ、こちらの補助金をご利用いただければと考えているところでございます。

続きまして、後段のご質問の、来所者のために駐車場の整備は考えてないのかということにつきまして、お

答えさせていただきます。

4月以降、佐賀診療所には頻繁に行かさせていただきました。

4月には、比較的満車に近い状態の日もございましたが、そういった日は、どちらかという出入りの薬剤業者等の車が占有していることが多かったようにも思います。

その後、4月下旬から5月16日の開院の日までは、引越業者、廃棄物運搬業者、医療機器業者、建築工事業者や防水工事業者など、相当な数の業者が毎日出入りを致しまして、私どもが行っても、車を置く場所がないことが再三あったところでございます。

この間は、近隣住民の皆さまには大変ご迷惑をお掛け致しました。この場をお借り致しまして、おわび申し上げる次第でございます。

現在の佐賀診療所の状況につきましては、前佐賀診療所で40日分、あるいはそれ以上のお薬を頂いている患者さまもいらっしゃるとお聞きをしております、まだ以前のような状態にはなっていない状況でございます。

佐賀診療所の駐車場につきましても、まだ以前のような状態にはなっていない状況でございますので、当面は状況を見守りながら検討させていただきたいというように考えているところでございます。

ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

私の質問の仕方が悪かったかどうか、ここに書いてあるように、玄関に電気をつけてほしいという希望でございますので。今現在、訪問ステーションもできて、連日24時間、玄関は電気ついていますよという答えになるのかなと思ったのですが、そこらの勘違いがあるかなと思いますが。

この地域の住民がですね、あそこに病院がある、診療所がある、これでいつでも困ったときはあそこへ飛び込んだらええ、という気持ちがございます。それで電気がついておれば、あ、今日はいつでも入れるなという、そういう安心感がありますので、この夜間もですね、つけていただきたいということでございます。

それから診療所の駐車場もですね、現在、多分8台、9台ぐらいでいっぱいじゃないろうかと思いますが。今後、何か、近くにはその薬局もできるようでございますが。そうした場合に、患者さんがこれから数多く来ていただくためには、駐車場も車の置く場所も、もっと広範囲な形で考えていかざるを得んということではないかと思いますが。

もう一度、お願い致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、玄関の電気をとということでございますが。私の勘違いをしたのかもしれませんが、現在では夜間に自動点灯する玄関の明かり、インターホンの上に玄関の外灯、診療所の外灯がございますが、そこが自動点灯するように今もなっております、そこはついております。

玄関そのものの、中の電気とかそういうことにつきましてはですね、これにつきましては、夜間、誰も今いない状態でございます、そこに電気をつけるかつかないかというのは、佐賀診療所の運営しておられます民間の団体であります祥星会様がお考えになることございまして、それにつきまして、町としてなかなかお願いするとかいうことはならないのではないかと考えているところでございます。

それから、もう一つ駐車場のお話でございますが。実は、私も1週間に2、3回は佐賀診療所にも行っております。すべての時間帯に行ってるというわけではございませんが、大体行ってもですね、2台ぐらいしか止まってないというのが普通でございます。たまに4台ぐらい止まってるときは、先ほど言いました、薬剤関係のメーカーの車であつたりとかですね、そういった車が止まっていると4、5台止まっている場合がたまにありますけども。

もちろん、私が四六時中行っているわけではございません。そこで、診療所の窓口の受付の方にもお聞きするわけですけども、現時点では、診療所の駐車場自体がいっぱいになっている状況にはありませんというご返事でした。

山崎議員がご心配していただいているように、診療所の駐車場がいっぱいになるということになれば、私も大変嬉しい限りでございます。ぜひそうなっていただきたいというように考えておるわけでございますけども。

駐車場が満車になった場合のことということだと思いますけども、佐賀診療所の駐車場対策と致しましてはですね、現状の敷地内での確保はこれ以上困難でございます。そういった意味では、もう第2駐車場の整備ということになってまいります。まだ検討をしているという状況ではございませんけども、第2駐車場の候補と致しましては、少し遠くなってご不便をお掛け致しますが、警察駐車場の西側の町有地をですね、満車時の患者さまや佐賀診療所の出入り業者等を中心とした駐車場として確保することを、対応策の一つとして考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

駐車場の問題はですね、今現在の駐車場の場所は、あそこに浄化槽もございますよね。防火水槽も近くでございます。で、こういう地震を踏まえた状況にあるときにですね、このままでええかなという気も致します。

それから、第2駐車場を構えるということでございますので、それはそれで結構なことじゃと思います。

もう一つはですね、先ほど、診療所の家の中の電気までうんぬんいうて言うておりますけれど、玄関先に電気がついてあれば安心。それで、その24時間体制の訪問看護ステーションもやるということですけど。妙に分からなかったのは、24時間やるということは、訪問看護の誰かが、この夜中にここに勤めるのか。

どういう格好になるのかなと今思いますので、もう一度お聞きします。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

山崎議員の再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

24時間体制の訪問看護ステーションというのはですね、先ほどもご答弁させていただきましたが、今すぐに行えるということではございません。一定の時間を置いて、そういう方向に持っていくということで、まずはご理解をいただきたいと思えます。

あと、その24時間体制の訪問看護ステーションの内容につきましては、まだ具体的な詳細を発表できる状況にはないというようにお聞きをしておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

まあ、すぐにやれというようなことは誰も申ししておりませんので。

これから3カ月かかる、6カ月かかる、1年かかるというような状況は、やっぱり行政の側からですね、安心材料として住民に提供すべきであろうと思いますので、その見込みをですね、ひとつ教えてください。

それからですね、ここへその診療所の先生が来られるのはもういつかは仕方ないですけど、拳ノ川の診療所もですね、その住宅を構えておきながら、なかなか先生が見つからん。で、今、地域の医療関係の先生方にご迷惑を掛けながらおいでもらっていたら。この状況を早く打破せないけません。

例えば、もう1年先には次なる手を打つ考えですということになるのか。それから、佐賀地域、拳ノ川地域合わせて人口も減っておりますけれど、これから旧佐賀の町全体をどのような考えでとらえているのかなど。医者のおらんような町にするのか。

そこらをお聞きます。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (矢野雅彦君)

山崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

見込みというお話でございましたけども、なかなかその見込みについて、黒潮町自体がやっていることではございませんので、なかなかそれをここでお答えするということが難しいということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、拳ノ川の診療所に医師を呼ぶということのご質問につきましてはですね、一昨日の藤本議員にもお答えを致しましたとおり、佐賀診療所の開設のための業務が膨大でありましたので、しばらくの間は佐賀診療所の開設に向けた取り組みが主体となっておりますけども、6月議会終了後はですね、まずは町内の医療機関から医師確保に向けた情報収集を行いますとともに、国保連合会や県の医師会、医師確保育成支援課などのほか、医療再生機構等も含めて、医師確保に向けた情報収集を行っていかねばならないというように考えているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

私はこの総合振興計画を見てもですね、この当初から、町民のこの医療に対する充実はですね、30項目の町民要望の中で、保健医療の充実というのは3番目にございます。この町民の希望といいますか大事な考え方をですね、知らんぷりしては通れない。

よってですね、常に、支所長は特にですよ、地域のことを代表として考えるわけですので、町民の意向を大事に考えて。それから、答えが出せないものでも前向きに、半年後には協議を重ねて詰めるようにしますとか、1年後にはこうしますとか、それぐらいのお答えをいただけるように努力してください。お願いします。

続いて、変わります。3番、環境整備について。

日ごろ我々の生活の中で、不便な所、忘れられている所がありますが、町が気付いているか分かりませんが、道柵が壊れたままです。

1番として、佐賀の西南大規模公園西公園の一部であります、この展望台がございまして、その展望台の歩道柵が壊れたままです。

私、先月ここを歩いたことでしたけれど、景観の素晴らしい所でありまして、観光客にももっとアピールできるように整備をすべきではないかと考えました。

またトイレの周辺は、津波対策として、避難場所として活用できるように、東側に舗装を広げるべきではないかと考えたわけでございます。

ここはですね、たまたま私が行ったときには、草刈りもされて、清掃もされて、緑が青々と生えて、ものすごくきれいに感じました。常にこのように清潔な感じであれば、観光客も増えるだろうと思いました。

今言う、その津波のときの避難のときに、この海側に広がった場所を活用する方法を考えないかと感じましたので、お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の3、環境整備についてのご質問のうち、カッコ1、佐賀の西南大規模公園西公園の歩道柵とトイレ東側の舗装についてのご質問にお答え致します。

まず、ご質問のうち、展望台の歩道柵についてでございます。

西公園トイレ南側でございますこの展望台は、議員がおっしゃるように土佐西南大規模公園内の施設でございます。県も、歩道柵の破損の状況につきましては現状把握はしておりまして、危険テープ等で応急対応しております。修繕の必要性についても認識しているということでございます。

しかしながら、県予算の全体バランスの中で、今年度予算におきましては修繕費が見込まれておりません。

この施設は、議員のおっしゃるように景観の良い展望台でございます、お遍路さんなども立ち寄って展望を楽しまれているようでございます。従いまして、町と致しましても利用者が安全に利用できるように修繕の要望を行ってまいります。

次に、西公園トイレ東側の舗装についてでございますが。

この場所は展望広場として整備されたエリアでございます、高知県立都市公園条例において規定している、車両乗り入れ、または駐車することができる区域から外れております。つまり、車両乗り入れや駐車をしてはいけない区域でございます。

従いまして、この展望広場への車両の乗り入れは安全確保の観点から禁止しており、侵入防止策を検討しているということございまして、現状では舗装の計画は考えていないという返答でございました。

また、公園利用者の災害時による避難場所としては、この広場は想定していないということでございまして、指定管理者である砂浜美術館としましても、国道よりも低い位置で、かつ、海に近いこの場所への避難は考えておらず、高台にあるかしま荘を想定しているということでございます。

町と致しましても、津波に対する避難場所としては、より安全性の高い場所、特に近くの高台にございます、かしま荘に避難していただくことが適当だと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

県の公園ということでですね、なかなか声が届きにくい。県の指定を解除するには大変であろうと思っておりますけれど。

1点目はですね、町がここの公園、大規模公園ですけど、どのように認識されているのかが分かりにくい。

県の管理下だからこういうことですよという答えでございますが、今津波で、あの国道を走る車が心配される状況のときに、県は県民の生命、財産をどのようにとらえておるかが分かりませんが、何十台、何百台、一日に通っておるこの地域でですね、津波に遭遇したときに逃げる場所がない。そういうときに、ここがどうであろうかという提言はですね、県に対して町からやっぱり申し上げるべきであろうと思いますし。

今ほど、砂浜美術館が管理してるからうんぬんという話もありましたけれど、それ以前の問題でございます。管理は砂浜美術館に県から委託しちょうのか、町から委託しちょうのか知りませんが、我々が津波で命を守るという状況のときにですね、ここはその県の管理だからどうだとかいうような話にはならんと、私は思います。やはりそこへ前向きに、いざという場合にはここをこういうふうにする、こういう利用法をしたいということは、町から申し出なあ動かんとは思います。

それからその、今言う柵の問題ですが。公園の柵、展望台の。標識もついておまして、公園に入って、下りていって、ちょっと東へ歩いていって、やがて今度は上に上がる。そこに展望台の方向の矢印がある。そこを抜けると、ルート56号の歩道に出ます。歩道に出てからちょっと歩いておると、今度左側に階段がありまして、展望広場という看板が目につきます。それも小さいですので、あまりそこに注意して行かれん限りは分かりにくいと思いますし。

ぜひですね、大事な展望台。観光客を誘致するという大きな流れの中でやっておりますので、そこも踏まえて県にアピールして。

それから柵も、危険ですよというテープも張られております。6カ所です。見たところ6カ所ありました。そこでもですね、時期も言わないで、県に要望します程度じゃあいきません。やはり、いついつまでにこれはやってくれよということを、町が力強く申し上げていかないかんとは思います。

その2点をですね、もう一度お聞きします。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは山崎議員の再質問にお答えを致します。

まず1点目の、東側の舗装の件でございますけれども。

前段に申し上げました、県管理であること、そして指定管理者のお考え。そういったことは、現状はこういうことであるということでご説明をさせていただきました。

で、町としましてもその避難場所としてはですね、最後に申し上げましたけれども、やはり海に近い所よりは、より安全性の高いかしま荘が適当であると考えておるところでございますので、県の考え、砂浜美術館の考えとも、今のところは合っているといった考えを町の方も持っておるところでございます。

それともう1点、展望台につきましてでございますけれども。

まず、看板の小さいことでございますが。私も現場の方に行きまして、看板の小さいことは議員と同感でございます。少し分かりにくいなと感じたところでございますので、もう少し分かりやすいように、立ち寄れるような形でならないかということは、要望してまいりたいと思います。

それと、要望要望になってはしまうんですけども、その安全策のこともいつまでということとはなかなか、要望もしづらいともございます。県の方も、答弁でも申し上げましたように、その認識というのは持っていていただいておりますので、引き続いて町の方も修繕について要望していくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

お聞きしますが、この公園の場所の高さは何メートルですか。

そこはほんで、津波の高さとはどういう状況ですか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

高さ、メートルまでのちょっと押さえはできておりませんが、調べてみますと、議員のおっしゃっていた東側の未舗装の部分、そこは津波の浸水外の所でした。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

県下を挙げて、津波対策は知事も力を入れておりますので、ぜひですね、町の認識が、この広場もその津波対策用に何らかの活用せないかんという認識に立っていただきたいと思います。

それから、この間、あそこの公園で、その津波高さもちゃんと地図に書かれております。39.2 だったかな。それぐらいの高さでありまして、今、課長の言われるように浸水区域外ということでございますので、活用しようと思えばなんぼでも活用できる場所であると思います。広さも広い。皆さんが安心して一時避難ができる。そういう状況にあると思いますので、ぜひですね、その公園の区域であっても一時避難場所の際にはこういう利用させていただきたいということを県と十分に協議をしていただきたいが。

もう一度、お願いします。

もしあれやったら、副町長。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

津波高浸水よりか高いということの公園であるように聞きました。それでも国道よりか低いというふうなことで、課長の方のお答えがありまして。

そのあたりも考慮してですね、なるべく高台の方に人数等、行けるものならですね、かしま荘を利用するような方向で今は考えておるところでございます。

その中で、その人数がオーバーするとかですね、そういうことになりましたら、その公園の方も考えていきたいというふうにも思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

ぜひですね、現地へ行ってください。国道より低いからうんぬんじゃなしに、あそこの高さへ看板立てて、

あれはどこが立てちょうが、県が立てちょうがか分かりませんが、明快に津波の高さも書いておりますし、安全であろうと私は認識しておりましたので。現地も行って、国道から低いからうんぬんじゃなくて、この道路を走りよう車が一気にここへ集まると。そういう避難場所の一つじゃというて明快に指導、指示できるような方向でやっていただきたいと思います。

それでは、次にいきます。

2番、中角白石団地の国道56号線からの入り口付近に街灯または大きな矢印標識をという要望があるが、対策は考えているか。団地内の防犯灯の設置はどのようにしているかという質問ですので。

最初にお願いしますが、ここはですね、その国道56号からあそこの団地に入出入りする場合に、窪川方面に向けて行く場合には右折のレーンがあります。それから、下りについてはそのままということになりますけれど。特に夜間なんかですね、どこで左折していいか、右折していいかというようなことが分かりませんので道路の位置があつという間に過ぎ去りますので、あそこに明快な看板なり矢印なり、それから防犯灯なり、こういうものができないかということでございます。

それから、右折する場合。上（かみ）向いて上る場合に右折する場合は、右折しかけたところへ追い越しがかかるというような状況も見受けられます。手前の方から追い越しかける場合に。そこで交通状況でも危険を感じますので、ここらも併せて現状をお聞きします。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、白石団地入口付近の街路灯等に関する質問にお答え致します。

この白石団地につきましては、販売開始が平成26年4月から始まり、新しい方で平成27年1月から新生活を開始した世帯がございます。平成28年6月1日現在、既に6戸の世帯が生活しております。そしてまた現在、新築中の家屋も2戸あり、今後も高速道路移転、道路延伸に伴う家屋移転等が進み、住宅が増える状況であります。

こうした住宅団地の生活環境を予測し、町ではいち早く、平成26年度に地区内には防犯灯を5基設置し、住民生活の安全と利便を図っているところでございます。

国道の入り口の街灯につきましては、あの場所が水稻（すいとろ）地帯ということで、それをつけることによってさまざまな要因もありますので若干ちゅうちょしておりましたが、国道の管理者であります国土交通省と現在その調整を図っているところで、交通安全の観点から設置する方向で検討するとの回答をいただいております。

今後もこの団地は住宅の増加が見込まれることから、宅地内の街灯の増設や標識等については、経費負担のことも地元とともに調整しながら、今後、環境改善に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

交通安全の観点からぜひですね、いいものができるようお願いしておきます。

1点、ここの地域は防火水槽は、予定はどんなになつちようがですかね。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

白石団地の防火水槽、現在、団地を整備したときに消火栓というところで、それを消防用の施設ということ
は用意しておりますが。

今後、地域から、過日の一般質問でありましたように、周辺整備事業の中でもそのような項目がござい
ますので、今後、地域の中での整備、検討を考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

新しい団地でございますので、いろんな不備も出るかも分かりません。そのたびにいろいろまた考えて、幅
広く対応していただければと思います。

次に移ります。

佐賀では、以前から水質改良のための EM 菌の普及に努力されているグループがござい
ます。これらの取り組みと実績をどのように判断されているのか。教育委員会でも使用されていると聞くが、その効能はどうか。
町はどのようにそのグループと契約し、連携を取っているのか。

お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、山崎正男議員の環境整備についての 3 番、水質改良のため EM 菌の普及に努
力されているグループの取り組みと実績はどのように判断されているか。町はどのように契約し、連携を取っ
ているのか、というご質問にお答え致します。

議員ご質問の EM 菌、有用微生物群につきましては、その普及に係る契約と連携につきまして、黒潮町 EM 菌
培養施設の設置及び管理に関する要綱に基づき、黒潮町 EM 菌培養センターの管理を、高知県漁協佐賀支所女性
部に委託をして、平成 15 年度から環境浄化を目指して運営されておまして、合併後も従来の取り組みを継続
して、漁協女性部の皆さんは黒潮町の海を守りたい、その一心で、EM 菌の培養、販売、そして普及啓発を行っ
ていただいております。

受託者の女性部の皆さんは、EM 菌培養液を 2 リットル当たり 200 円で販売し、そのうち戻入金として、黒潮
町に 2 リットル当たり 110 円を納めていただいております。

取り組みの実績につきましては、製造した EM の活性液は町内各ご家庭で使用をされているほか、佐賀地区の
大溝へ 5 月から 11 月におおむね週 1 回のペースで投入を行っております。また、12 月から 4 月の間は下流の
長嶋自動車さん付近の水路から直接 EM 活性液を投入して、水路の水質改善等環境浄化に役立っているというふ
うに思っております。

その水質に関してでございますが、佐賀地区の大溝や港周辺の水質データを平成 15 年から平成 23 年まで、
年 1 回夏場に水質を検査をしております。その分析結果と致しましては、15 年度と 23 年度を比較致しまして、
一般細菌、そして大腸菌群の減少のほか、そして溶存酸素量が増加しております、若干ではありますがデー
タ的に水質の改善が見られると思います。

体感的には、私事ながら 7 年前に環境保全の係を担当しております、大溝への EM 菌の放流のお手伝いをさ

せていただいております。そのときに、平成15年度の放流開始の前よりも、大溝の濁りやにおいというものが少なくなっておるというふうに感じました。で、水質が改善しておるんじゃないかという実感があります。

例えば、放流しておる所の下流域で、テナガエビなどの水生生物が見掛けることがあります。これは、15年以前にはそういうことがなかったと思います。また、町内の一斉清掃の際に、以前はどぶのにおいがしていましたが、最近ではきれいな砂に変化しているのではないかというふうに思っています。

このようなことから、EMの放流が水質改善に良い影響を与えているのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、山崎議員の環境整備についての、教育委員会でもEM菌等を使用していることについての使用状況等につきましてご説明をさせていただきます。

佐賀漁協女性部が製造するEM菌につきましては、市町村合併後、黒潮町の小中学校のプール清掃のために各校に配布を致しております。配布は、教育委員会の担当者の方から女性グループの責任者にご連絡を致しまして、直接グループの方が学校まで配送をしていただくこととしております。プールを清掃する前の5月と、シーズンの終了時、10月の清掃時期に合わせて、年2回の配布をお願いをしているところでございます。

一校当たりの1回の配布量は約50リットル。1リットル当たり200円で購入致しまして、一校当たりが1回1万円と。全校で一回当たり9万円、年間の購入額は18万円ということになります。

その効果について各校に確認を致しました。

致しました結果、EM菌を投入しない場合に比べて、ヘドロの感じ、嫌なにおいでありますとか粘り気がなく、虫の発生も少ないと。

あるいは、清掃時にぬるぬるしないので、作業が安全である。

洗剤を使用しなくても水だけの高圧洗浄機とたわしで十分きれいになるので、環境にも作業する児童にもやさしいと思います。

あるいは、汚れが落ちやすいので、作業時間が短縮できる、などの効果の声を聞いております。

引き続き、環境面だけではなく教育面や安全面の点から、このEM菌などの環境浄化微生物資材の活用につきまして継続をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

このEM菌については、課長からもお話もありましたけれど、その効能はあるという考え方に立っているようでございます。

それから、私がここで質問に出させていただいたのは、一つは教育委員会の考え方の中で、今、同じように黒潮町には、えひめAIですか、こういう同じような性質のものがございまして、これもまたそれぞれ性能が良くてですね、その地域では頑張っておられるということでございます。

ただ、教育委員会がこれらのことを踏まえてですね、どのような考え方で、どのように推し進めていこうとしているのか。両方合わせたものを使おうとしているのか、今まで佐賀でやってこられた、そういう努力がで

すね、あまり芳しくないというので変えろうとしているのか。何か、このグループの中では心配を受けたというお話を聞きましたので、教育委員会がぱっぱと頭ごなしに、これを変更していきますというようなことになっているのかどうかを確認させてください。

もう1点。もう1点は、その効果を確認するのに、町はその水質検査やられているようですが。これは具体的に、例えば幡多福祉保健所、ここへ持ち込んで検査されることもあるのか。

それから、プールの水もしかり。幡多福祉保健所で年に1回ぐらいは検査もしてるのか。ここもご確認致します。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えをしたいと思います。

今、山崎議員の方からご説明がありましたように、EMなどの環境浄化微生物資材を使った活動をしている町内のグループといいますのは、佐賀漁協の女性部と、黒潮エコクラブ、これは大方地域になろうかと思いますが、あるというふうに認識をしております。

佐賀漁協女性部につきましては、EM研究機構などが製造販売をする微生物資材を購入をして、それを培養することで広く利用できるようにしていると思えます。その漁協女性部の活動は合併前から取り組まれてるとお聞きをしておりますけれども、学校のプールの清掃に活用するようになりましたのは合併後になります。

一方、黒潮エコクラブの微生物製造方法につきましては、もともと愛媛県庁職員の方が製法を開発をして、納豆でありますとか乳酸菌、酵母など、市販の食品を原料としたものを培養して、一般的にはえひめAIと言われる製法に基づくものであると認識をしております。

私自身も両方の製品を使ったことがありますけれども、環境浄化という点では、どちらも同様の効果があると感じております。そんなに差はないのではないかと。あくまでもこれは個人の差でありますけれども、そのように感じているところであります。

これまで学校のプールの浄化の際には、佐賀漁協女性部のEM菌をお願いをしてきたところですが、一方、黒潮エコクラブのグループからも、グループ製造の製品の利用の要望をいただいております。

私どもと致しましては、同じような環境活動に取り組んでいる町内の団体ということから、育成の意味もありましてその希望を受け入れるべく、調整を図るために担当者の方から漁協女性部の方にお電話を差し上げて調整を図らせていただきました。

その結果、本年度につきましては、黒潮エコクラブの製品は1校だけでございますけれども、大方地域の学校に納品するというので、グループの皆さんには了解を得たところでございます。

それから、プールの検査についてですけれども。教育委員会では、プール使用前に薬剤師の方に、すべての学校のプールの検査をしていただいております。特にこの有用微生物等を使ったことに関して効果がうんぬんということについての調査は致しておりません。一般的に、まあ法に基づく調査ということになってございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎正男議員の再質問にお答え致します。

その水質検査の方法でございますが、場所は伊与木川の港佐賀橋下流にあります新しい橋のたもとに水路の放水口がございますので、そちらの水を採取しております。

あともう1カ所は、大溝の流沫になっております佐賀漁港の中の、その放水口の所の水を取って検査をしております。

検査を委託しておる所は、株式会社東洋技研様でございます。

それで、検査の項目と申しますと、先ほど申しました溶存酸素、それから一般細菌、大腸菌群などのほかにですね、あとペーハーとかですね、COD、BOD、それからアンモニウムのイオンとか、そういう12項目ございます。それらを専門業者さんに分析をしていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

教育委員会の方ですが、このEM菌の効果も分かっておるし、そのえひめAIとの絡みも分かっておるようですけれど。

やはり、長年培ってきてやってきての方々の努力を考えますと、相談に行くについては優しく。高飛車でなく優しく相談掛けをするということ、今後とも気掛けておいていただきたいと思います。人というのは、今まで努力されたことをまず褒めてやる。それが一番大事なことだと思いますので、私なんかも褒められたら大変うれしい。うれしいですので、まずびっくりするようなことのないのに、ひとつよろしくお願ひしますが。

次長、もう1回お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

調整を図るためにお電話を差し上げたわけでございますけれども、そのことによって相手の方に、まあ不信感と申すまいでしょうか威圧感を与えたということでございますと、私どもの対応にまずさがあったということでございますので、やはりこれまでのご労苦に対してまず敬意を表した上で、きちっとした対応をすべきだったというふうに思います。

今後につきましては、対応については十分配慮をしたいと思います。ご理解いただけると幸いです。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

次にまいります。白浜の急傾斜未工事部分の今後の工事の予定はということでお聞きします。

現在、あそこのルート56号を走ってますと、くろしお鉄道から上にコンクリートで急傾斜の防災工事と申すか、そういうのをされております。これも何年かかかって出来上がったものですが。

それから先、佐賀寄りの方に、木を切ってまだ裸が見えるような状況のともございますが。

これらの工事は今後どうなっていくのかをお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは山崎議員の3、環境整備についての4、白浜の急傾斜未工事部分の今後の工事予定について、通告書に基づきお答えします。

ご質問の個所のこれまでの経過ですが、平成26年8月9日に発生しました台風11号の豪雨により、白浜地区を走っています土佐くろしお鉄道中村線の軌道上部の山腹が被災をしました。幸いにも、集落内や軌道内への土砂の崩落はなく、鉄道の運行にも影響はありませんでした。

ご質問の個所は被災個所から離れており、また、当時は樹木が生い茂っていましたので確認ができていませんでした。

被災個所の復旧につきましては、保安林であることから、高知県幡多林業事務所ならびに地元とともに現地調査を実施し、林野庁へ治山事業の要望を行い、翌27年度事業の林地荒廃防止事業として工事を施工をしています。

工事の概要は、崩壊をしています山腹を、のり枠工にて安定させる工法を採用し、平成27年8月に工事を発注し、本年3月に完成をしています。

本工事の施工に当たり、工事用資材の搬入出について幡多林業事務所と施工業者との協議の結果、施工ヤードが急峻（きゅうしゅん）であり、また、鉄道の運行に支障を来さない等の施工条件の下、山腹へ架線を張る工法で施工をしています。

工事施工中の昨年12月下旬に、架線の支柱および支線を設置するため付近の支障木を伐採した際に、今回の山腹崩壊が確認されたものです。

崩壊現場の下側には民家が密集していることから、本年1月上旬に、地元の役員さんや町、幡多林業事務所の三者で現地協議を行い、幡多林業事務所へ工事の継続を要望しました。しかし崩壊範囲が広いため、平成27年度予算での工事対応はできず、また、林野庁への平成28年度の事業要望時期を過ぎていたため、継続事業として実施することができませんでした。

町としても、白浜地区全域が急傾斜崩壊危険個所および山腹危険地区に指定をされていることもあり、早急に対応していただくよう高知県へ強く要望をしているところです。

今後は、7月に高知県が現地調査を行い、県内全体の要望内容を精査後、林野庁へ平成29年度の事業要望を行っていく予定になっています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

林野庁も絡んでおりますし、ここは課長の言われるように下に住家もありまして大変危険であるし、くろしお鉄道も通っております。これから努力してですね、早くやれるように働き掛けをお願いしたいと思いますし。それから地域の区長さん方とも十分連絡を取り合せて、心配しないでください、今やっておりますので、というようなお話ができるようお願いしたいと思います。

それからですね、ここ白浜地区は34メートルという津波高ということが想定されておりますので、私の、これも考えですが、国道を走る車にですね、この地域が白浜であると。34メートルの地域であるということ、今言う急傾斜の大きな壁にですね、34メートルというような感じでアピールされた方が、地域の走る車も、ここは危険であるということ認識されて走ると思いますので、何らかの標識、表示ができればありがたいなと思います。特段、日本国中から34メートルの地域じゃということで不安を抱えらせておりますので、何らかの安心、安全策を常にこの地域に対して考えていかないと感じますので。

そこらの見込みとしてはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、国土関係のことについてはまた補足いただきたいと思いますけれど、まずは津波の高さについて、私の方から少し補足させていただきたいと思います。

今、議員がおっしゃられた、黒潮町で示された34メートル、当初は34.4という数字でしたけれど。確かに、平成24年3月31日の第1次の50メートルメッシュでのデータというのは、白浜が34.4というポイントで示されました。

ただその後、内閣府の方では10メートルメッシュとあって、さらに詳しいデータに変えております。これは8月でございますけれど。そのときは、白浜の方は27メートルに修正されております。現在のところ、34メートルといわれてるポイントは熊野浦の地点となっております。

そういうふうに修正はされておりますけれど、いずれにしる、27メートルにしる大変な数字でございますので、議員がおっしゃられたご意見については、また国道管理の国土交通省なんかとの協議をしてですね、検討していくべきじゃないかと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

聞き漏らしてましたけど、27メートルになったということですね。

で、その34メートルのそこはどこ言いましたかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

お答えしたいと思います。

現在の34メートルのポイントは熊野浦の周辺でございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4番（山崎正男君）

これは私も今認識したとこですけれど、こういう変化は早く住民に知らしてですね、地域の区長さんたちと協議を深めないかんとこじゃと思います。34メートルと27メートルいうたらまた認識が違いますし、清水の方も34メートルであったと思いますけれど。

じゃあ、白浜はもう日本一じゃないと。危険地域じゃないという考え方ですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

現在のところ、34メートルは熊野浦ですので、白浜が日本一のポイントとはなっておりません。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

これは何か、広報か何かで変更のお知らせなり、区長さんなんかにはもう認識は届いておりますか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

お答えしたいと思います。

第 2 次の 10 メーターメッシュが出た後に地域説明会をずっとしてきましたし、現在の広報を使った資料も 10 メーターメッシュのデータでお知らせを続けております。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

分かりました。

私の、先ほど 34 メーターを書けというようなことを言いましたのは、道路交通安全の面からそこを通行する皆さん方のアピールですので、これはこれで各海岸域を走る場合、ここは何メートルというような大きな表示板ができれば一番ありがたいことですので、またご検討をいただきたいと思います。

どうでしょうか、検討は。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では議員のご質問に、途中から私の方が答弁する形になりましたけれど、答弁していきたいと思います。

恐らく、国土周辺に分かりやすく書いてはどうかというご提案だと思います。これから国道を管理する国土交通省なんかと協議するときに、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

よろしく願います。

議長 (矢野昭三君)

山崎君。

4 番 (山崎正男君)

次に移ります。工事発注について。

町の建設工事の発注は例年遅いという声があるし、年度末になってあたふたするという声もあります。年度初めは、業者にとっては従業員を雇用するに当たり、非常に難儀をしておられるようでございます。

土建業にかかわる雇用の安定を考えると、早期発注を考える必要があります。町は予算発注時期とその消化時期について、このタイミングを研究、努力されるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

お聞きします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

それでは通告書に基づきまして、山崎議員の 4 番のカッコ 1、建設工事の発注についてのご質問にお答えを致します。

本町では、毎年、公共工事の発注見通しの公表を行うため、各課より 250 万円以上の工事につきまして調査を実施していますが、本年度におきましても早期となります、第 1 四半期、4 月から 6 月になりますけど。こ

この発注工事が約 20 パーセント、72 件中 15 件でございますけど、このような計画となっております。

この要因としましては、まちづくり課や、および建設課の社会資本整備総合交付金事業等の現年予算につきましては、例年、交付決定時期が 5 月下旬ごろとなりまして、以後、交付金の配分により用地買収や工事の実施設等に時間を要するため、早期発注が困難な状況となっているところでございます。

また、避難道や防災関係の工事につきましては、地元との各種調整が必要となりますので、設計等に時間を要し計画的に発注することが困難な状況となっておりますが、昨年度から本年度に実施します工事につきましては、繰越制度を活用しました発注を実施しているところでございます。

町単独事業の地域整備工事につきましては、事業仕分けや現場調査等で時間を要するため早期発注は困難でございますが、早期に取りまとめを行いまして、工事発注に努めてまいります。

平成 26 年に改正されました、公共工事の品質確保の促進に関する法律におきましては、現在および将来の公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成、確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが新たに定められるとともに、発注関係事務の雇用に関する指針等におきましては、発注者は債務負担行為の積極的活用などにより発注、施工時期等の平準化に努めることとされたところでございます。

国、県等におきましては、施工時期等の平準化も踏まえて、適切な繰越制度の活用や計画的な進ちょく管理に努めているところでございます。

本町におきましても、年度内の完成が困難な事業につきましては、契約当初から繰り越しを前提としました翌債によります請負契約に努めておりまして、平成 27 年度におきましても、15 の事業。これは、現在行っております防災広場、調整池とか避難タワー、避難道等がございますけど。この事業を当初から繰り越しとする予定で請負契約をした工事もございます。

今後も、国の補正予算等がございましたら、積極的に活用し町単独事業を早期に発注をし、補助事業の工事へとつなぎ、雇用の安定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

前向きにいろいろと考えられて取り組んでおられますが。

業者は、質問でも言いしたように、自分が継続的な仕事がしたい。そのためには、雇用者も常に構えておかないかん。こういう日々の悩みがありましてこのようなことになるわけですけど。予算はないと工事は発注できない。これは大前提でございますので、4 月には何件ぐらい発注、5 月には何件ぐらい発注、6 月には何件ぐらい発注という、年度計画ができるような状況で財政運営も考えていただきたいわけですけど。

例えば、どれぐらい毎回その発注したら、町のこの土建業者がある程度生き延びられるという、金額的なその把握と、土建業者の数と把握は考えておられるであろうか。そこらも聞きたいわけです。

それから、その予算は町単でもまず予算計上しておいて、後、国、県の申請段階でつけば、それに切り替える。そういうようなことは考えられないのかと思いますが。

この 2 点、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

先ほどご質問がありました、毎回の発注工事件数等でもございますけど、町内の業者につきましては、ご存じのとおり国の事業、県の事業等も入っておりますので、そこのバランスもあろうかと思っておりますので、今後ですね、そういう所とも協議をしながら、先ほども申し上げましたように適切に平準化ができますような工事発注にもしていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

もう1点、私、あまり詳しくないのでお聞きしますけれど。

例えば前年度の予算、例えば3月なら3月の予算で設計まで組む。まあ12月までなるか、工事の設計をする。それから、4月に入った時点ですぐ発注するというような考え方、まあ分離ですか。設計の分離ということになるかも分かりませんが。

そんなことはできないでしょうかね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

工事を設計する場合、その発注時期の工事単価、労務単価等の問題もございまして。4月がちょっとまた改定の時期にもなりまして、3月に設計をしてもですね、また4月に改定をせないかんというような状況もありますので、なるべくそういう準備等は、数量のそういうものはして、ほんで、あと単価とか労務単価とか打ち込めるような準備作業を3月段階にして、新単価で4月以降設計をくくり、用地とかそういう補償がオーケーの所は早期に発注に努めていくということで、各課、事業課等にもお願いをしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

もう1点。

いろいろ制約とか、それから二度手間になるとかということもございまして、土建業者をこの町内で我々はお世話になる。それから、土建業者もおらんとこの町も栄えていかん。

こういう状況もありまして、土建業者との、これはどうか分かりませんが、土建業者の悩みを考える会みたいなものがある、町と執行部と、そこらあたりどんな悩みを持ってるかというようなことが聞き取れるようなチャンスはないだろうか。

そこらはどうでしょうかね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

本町では毎年4月の段階で、町内の建設業者ですけど、建築業さんも含めてですね、意見交換会を開催しております。

そのときにですね、本年度の発注予定等もお知らせもして、業者からはそういう意見等もいろいろあります

ので、それを反映できるように現在取り組んでいるところでございます。

議長（矢野昭三君）

山崎君。

4 番（山崎正男君）

これからもすべての行政をですね、前向きに、町民のためになるような考えで進めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、午後 1 時まで休憩致します。

休 憩 11 時 06 分

再 開 13 時 00 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君。

小永正裕君。

7 番（小永正裕君）

議長の発言の許可を得ましたので、ただ今から質問を始めます。

本日は都合により町長が休みなので本当は取り下げようかと思うとったんですけど、皆さんと、私はこの町にうんと大事なことやと思ってますので、一緒に考えていただきたいと思います。思い直して、確認の発言をさせていただくようにしました。

まず 1 番ですけど、職員の定員数についていう大きな題でございますが。

マル 1。順番に聞いていきます。よろしくをお願いします。

平成 27 年度の職員数と、その 5 年前、そして 10 年前の職員数は何名でありましたか。

それと訂正をお願いします。

マル 2 とマル 3 ですけども、何か文言がおかしな状況になっております。

ほんで、27 年度以下の、の職員数というのも、2 番と 3 番を消していただいて、の方が分かりやすいと思いますので。

すみません。よろしくをお願いします。

議長（矢野昭三君）

はい。

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の 1 番のカッコ 1、平成 27 年度の職員数と、その 5 年前、10 年前の職員数は何名か、についてのご質問にお答えを致します。

平成 27 年度の職員数につきましては、190 名でございます。

内訳としましては、行政職が 138 名、現業職が 21 名、保育士が 31 名でございます。

また、5 年前になります平成 22 年度の職員数につきましては、215 名でございます。

内訳としましては、行政職が 148 名、現業職が 23 名、保育士が 44 名でございます。

なお、10年前になります平成17年度は、平成18年3月20日に合併をしましたので平成18年度の職員数にてお答えをさせていただきたいと思えます。

平成18年度につきましては、238名でございます。

内訳としましては、行政職が161名、現業職が25名、保育士が52名でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

ありがとうございました。

では続けて、やはり平成27年度、平成22年度、それから平成18年度になりますか、すみませんが、の残業時間数、教えていただきたいです。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

通告書に基づきまして、小永議員の1番のカッコ2、平成27年度、5年前、10年前の残業時間についてお答えを致します。

まず最初に、平成27年度でございますけど、時間外勤務時間につきましては会計ごとにお答えをさせていただきたいと思えます。

一般会計では158名で1万8,908時間でございます。国保会計では6名で1,682時間でございます。直診会計では2名で239時間でございます。介護会計では6名で697時間でございます。最後に、水道会計の方では4名で170時間でございます。

全会計の合計としましては、176名で2万1,696時間になります。

なお、5年前の平成22年度および10年前の平成18年度につきましては、現在のような給与システムの管理ではなく紙ベースでの管理でございまして、職員一人一日ごとの集計に長時間を要しますため、ご容赦をよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

すいません。それではマル3の時間外手当の金額は幾らになりますか。

同じように、3年間。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、小永議員の1番のカッコ3、平成27年度、5年前、10年前の時間外手当についてお答えをさせていただきます。

平成27年度の時間外勤務につきましても、会計ごとにお答えをさせていただきますのでよろしくお願ひします。

一般会計では158名で4,927万4,531円でございます。国保会計では6名で362万2,614円でございます。直診会計では2名で63万6,261円でございます。介護会計では6名で154万2,216円でございます。水道会計

では4名で16万2,983円でございます。

全会計の合計としましては、176名で5,523万8,605円でございます。

なお、5年前の平成22年度および10年前の平成18年度につきましては、時間外勤務時間と同様、現在のよ
うな給与システムでの管理ではなく紙ベースでの管理でございまして、職員一人一日ごとの集計に長時間を要
しますため、合計金額のみお答えをさせていただきますので、ご容赦をよろしくお願い致します。

5年前になります平成22年度でございますけど、時間外勤務につきましては3,971万9,917円でございます。

また、10年前になります平成18年度につきましては、時間外勤務手当につきましては2,652万7,309円
でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

どうもありがとうございました。

普通は人数が減るとですね、支出金額は減るようなものですけど、やっぱあ逆に増えてますよね。これはい
ろいろな事情があろうかと思えます。

その合併当初は両町の職員がそのまま人数として残ってますから、大人数のままです。それで昨年度、27年
度はそれまでの2、3年の間、避難道整備とか避難タワーの設置とか、さまざまな防災関係で大変忙しい、夜遅
くまで電気がついてるがどうしたかぞいうふうなこと、よく聞かれたわけです。

私は事情は分かってましたから、実はこういう防災関係の仕事がどっさりあって、その一年のうちには仕事
をし切れないので繰越明許いう次の年にずれ込んで、大変な、てんやわんやして職員も大変ですよみたいな話
はしておったわけですけども。

ただ、心配するのはですね、あの時間を長くすればええかいうたらそうじゃないんですよ。やっぱ疲労が
来るわけです。年中通して忙しいというふうなことが続けば。そうすると、作業効率。事務にしてもですね、
現場にしても、非常に効率が悪くなってですね。時間はかかるがはかどっていかないというのが民間の会社で
も当然そういうことが非常にチェックされておりましたですね。ましてや、私が知ってるその防災関係の仕事
はほんとにね、大変な仕事やったと思えますよ。

入札だけ見てもですね、12社指名しても10社辞退とか。業者自体も仕事をどっさり抱えているような状態
でしたから。そういうことがずっと続いてましたのでね、それはなかなか職員さんも大変でしょうが、でもよ
く頑張っって今を乗り越えていただいてですね、今の状況になっておるといふふうなことは感謝に堪えません。

ただ、この非効率なことをやるよりか、この後ですね、適正な職員数。町の方はどういうふうな設定してお
るか、想定しておくか。

まず先にこれ聞きましょう。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは小永議員のご質問の、適正な職員数につきまして通告書に基づきましてお答えを致します。

これまでよく言われております人口や財政規模などで比較されます類似団体の職員数というのがですね、一
つの目安と考えてございます。

先ほど申し上げました27年度職員数というのが190人でございますが、類似団体と比較致しますには水道、

国保などの特別会計の職員を除いた 172 名の普通会計の職員数で行うことと致しますと、民生部門などで 38 名、黒潮町が多いということになってございます。これは保育所の職員の雇用形態が直営か委託によるものでございまして、黒潮町の調理員を含めた保育所の職員数 39 名とほぼ一致をするものでございます。

このように、類似団体というふうなことで比較を致しますと、現在の職員数が一定適正であるというふうな判断にはなろうかと思えます。しかしながら、臨時的な業務であります、庁舎、そして保育所の移転、南海地震対策事業など臨時的な業務が数多くありまして、職員の皆さまには相当な大きな業務の負担をお掛けしているところでございます。

このことにつきましては、業務委託、そして臨時的な職員や専門的な非常勤職員の雇用などで対応をしてくているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

類似団体と比べたらそういう、大体おんなじようなもんじゃというふうなことでございました。

仕事量は比較してないですよ。

仕事量を比較したら、とんでもない少ない人数に換算できるかと思えますけど、それだけ頑張ってくれてるといえば、それはありがたいことではございますけども。ただ、今、職員の方が、うわさ聞くんですけど、休まれてる方が結構多いというふうなことを聞いたことがありますけど。

その事情は、何人とかいうことは分かりますか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

メンタル的な病休というのが以前ございましたが、4月1日以降は今いないというような状況でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

現在はそういう休まれてる方いないということではございますので、それは結構なことではございます。

ただ、先ほど言いました、この2、3年は非常に忙しい、職員にとっては大変な年やったと思えます。そういうことが、残業時間が長くなり、夜も遅くなり、朝来るのも大変になって、まだ疲労が取れないまま精神的に疲れが出て、どうしても休みがちになるというふうなことは当然考えられることですね。

だから、逆に私はその、残業代もこれだけ掛かるんだから、新たなその職員を増やしてですね、その仕事に対応できるような職員数に見直したらどうかというふうな考えになるわけですけども。これから、その仕事量がどうなっていくか分かりませんので一概にはなかなか言えないことかも知れませんが、この先見通しです、どういう仕事があって、どういうふうな人数が必要でみたいな、そういう見通しというものはつけておけるわけですかね。

これからのことですけど。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

これからの見通しとなりますと、定年退職の方の見通しということになるかと思えます。

そして、それにどのくらい採用をしていくかということになるかと思えます。

ここ最近の採用者ですけれども、平成23年から見てみますと、8人、そして24年3人、25年が7人、26年が4人、27年8人、今年が10人というふうな格好です。かなりの多くの職員を採用をしてきてございます。

そうなりますとですね、かなり、新規採用職員の教育といいますか、人材育成にも時間がかかるということにもなりました。3年目の職員が新採の職員の指導をしているというような状況にも今現在なっております。ただ単に、数を多くみたいにならないのが正直なところでございます。

今後の退職者につきましても、これまで団塊の世代と言われる方の大人数の方が退職ということもございました。今後、若干は少なくなってくるので、その定年退職と採用者の割り振りで、今後、臨時的な、庁舎、そして道路整備、資本整備とかですね、そういうふうな業務と併せて計画をしていきたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

具体的に来年は何人、再来年は何人ぐらい欲しいとかいうふうな数字は今持っていないわけですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

実際のところはですね、退職される方、今年も再任用という形で4人ぐらい残るといいますか、再任用という形で残っていただきました。そういう形の方もございますので、そのあたりとですね。それから、勸奨退職というのも実際にはあります。そういうことも含めて、現在何人というところはお示しできないということになります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

今年ですね、大きなイベントが控えておられると。11月25、26と2日間にわたって学生津波サミットですか、TPPじゃないけど環太平洋か何かの国を声掛けて黒潮町へ来ていただくというふうな。この前、説明を聞きましたが、まだ最終的な詰めは、人数も決まってないというふうな説明がありました。

このイベントについてですね、ちょっと分かってる、決まってることがあれば、町長がおれば一番分かるかも分かりませんが、もし分かることがあれば、このイベントについて説明していただきたい。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

全員協議会のときにお配りをした資料で開催要領というのがございます。

一応、世界津波の日高校生サミット in 黒潮ということになってございます。

主催が、高知県、そして黒潮町、そして高知県教育委員会と黒潮町教育委員会ということになってございまして、共催が予定でございますが、国連国際防災戦略事務局、そして在日事務所。後援が予定ですが、国土強靱化推進本部、内閣府の防災担当と、そして外務省、文部科学省、経済協力開発機構というところなどが後援となっております。

開催日が、今年の11月25日、26日の両日。会場は、土佐西南大規模公園体育館をメイン会場と致しております。

参加者につきましては、海外招聘（しょうへい）者、高校生が204名で、引率を含めると234名。国内参加者は高校生が100名、引率34名を加えて134名。

そのほかいろいろな方を、関係者含めまして約500名あたりの参加者があるのではないかというふうに想定をしております。

概略、このようなことでよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

では、その前にもらったパンフレットに書かれたことで、もう最終的にこの数字でかまんということになってるわけですね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

今のところですね、まだ予定となっております、今の現在で内容を精査、まだしていかないかということになってございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

私は、その以前から、その先ほどから繰り返し言ってますけども、忙しいことは分かっているんで、あんまり職員の人数を減らさん方がええがやないかというふうな考えになってるわけです。

なぜかといいますと、その全国のですね、地元の若者が地元に来てくれると、住み続けてくれるという可能性が非常に低いんですよ。三大都市圏でいいますか、関東、東京を中心に千葉、埼玉、神奈川、東京。それから中部、名古屋、愛知県、三重県、岐阜、あの辺。それから近畿になって、京都、大阪、兵庫県、奈良ですかね、この辺が関西のその大都市圏というふうになって。田舎からですね、そちらの方に移住していく人が非常に多いということがあって、将来の人口動態を調査してる専門のところがありますが、その情報ですと、その傾向はずうっと続いていくであろうと。

そしたら、若者がその都会へ出ていけば、その少子化がどんどん進んでいくんですね。例えば、東京に行きますと1.09ですか、その出生率はね。その次に低いのは京都なんです。都会ほど低い。一番高いのが那覇、沖縄の方ですね。向こうが一番高いんですけども1.9ぐらい、出生率は、になっているはずなんですけども。そういう所へ若者が出ていくとですね、ローカルの方はますます、その出生率というのは減ってくるんですよ。

だから、そういう若者を食い止めるためにも役場の定員を増やしてですね、ここで働いてもらうというふうなことにつなげていくとかいうふうなことも多少考えに入れた方がええことないかと思うことあるんですね。都会から田舎に来る人は比較的高齢者が多いですけど、田舎から都会に行く人は若者が圧倒的に多いんですね。それは長期にわたって移住していきますから、ローカルの方はますます疲弊したり、人口減になっていくというふうな人口動態が推計されております。2200年まで見通した推計されておりますけど、びっくりするぐらい少ない、全国的に少子化になって、低い人口構成になっていってるわけです。

こういうことを少しでも食い止めていくために確実な就職先という、田舎でまず考えられるのが役所ですから、そういうことを一つの想定として考えていったらどうかなあいうふうな感じは自分ではするんですけども。

どうでしょうね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほども申しましたように、退職者と新規採用者というところのバランスやというふうに考えてございます。今年28年度がですね、辞めた数よりかプラスになったということになってございます。

その内容が、先ほど申しました常勤の再任用者ということにもなってございます。新規採用者というより再任用の方はかなり業務的に熟知をされておる方ですので、即戦力としていろいろお願いをしているところでございます。

そういうことも含めましてですね、今の不補充、定員、辞めた方以上にですね、雇う方向も検討をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

実は私、しつこいようですけど、2年前ですね。26年の9月議会で特殊詐欺、オレオレ詐欺を筆頭にしてですね、それを防ぐために各集落に張り付けていただいております職員の方おられますね。そういう方からその高齢者の人に、定期的にといいますか、時間のあるときに連絡を取っていただいて、こういうことがどんどん起こってますから気を付けてくださいよ、みたいな連絡とかですね、そういうことをやっていただけないかというふうなことを申し上げたことがあったんですけども。それこそ、忙しくてなかなか手が回らんというふうなご答弁でございました。

それから年明けて半年ぐらい後にですね、黒潮町でそういうのに引っ掛かった被害が出たんです。何百万円かやったんですけど。それで、その年に、平成27年です。昨年度ですね。昨年度にそういう被害に遭った方おられますね、中村署管内で3件起こっております。それで、被害額が1,630万円。高齢者の人から巻き上げていったというふうな事件が立て続けに起こっておるわけです。

テレビのニュースで見て、遠くで起こることだからこっちの田舎の方までわざわざ来ないでしょうと普通は思う人が多いらしいですね。それと、田舎の人は割と純朴な方多いですから、突然そんな電話がかかってきたりするとびっくりしてですね、慌ててしまって、そういう話を聞かされておっても、とにかく何とかしてあげんといかんとかいうふうな対応にすぐ走ってしまってですね、それで被害に遭うケースが多いというふうなことを専門家の方は言っておられます。

ある程度、先ほど人数を多くしたらええことないかというふうなことを言いましたけども、こういうことも含めて。

それと、今度の大きなイベントがありますと、それに専従といいますか、出向して、事務局なり、ホストなり、ホステスなり、務められる方が職員の方でも何名も出てくると思うんですけども。

それと前に町長に聞きましたら、これ1回じゃなくて、今度は持ち回りで世界中回っていくというふうな話をされておられましたので、そしたらまたそっちの方の事務局も要るんでないかというふうな心配になるわけです。だから、津波に関して世界で意識を高めて黒潮町でやるとなったら非常に黒潮町も有名になってですね、ええことは多いと思うんですけども、日常の地元の住民の生活がですね、支障が出る可能性もある程度高くなっていくわけです。それを防御したり、十分な住民サービスができる態勢を整えておくということも大事なことやないかというふうに判断して、この問題取り上げたわけですけども、いかがでしょう。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それではご質問の、イベントによる通常の業務への影響につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

小永議員の言われるとおり、11月には全国規模で開催されます第2回の地区防災計画シンポジウムとですね、世界規模で行われます高校生サミットが計画をされております。この2つの事業につきましても黒潮町の防災を全国に、世界に発信することで、さらなる防災インフラ、防災教育、防災産業を推進していけるというふうに確信をしております。ぜひ成功をしなくてはならないというふうに考えております。

さらには、伊與喜地区で作成を致しました避難所運営マニュアルをモデルとしまして、ほかの35地区でも同様に作成することとしており、地域担当制の職員が地域に入っていくこととしてございます。このことにつきましては、職員の負担などを考慮して時期を延ばす議論もしてきたところですが、熊本の大地震のことなどもありまして、避難所の運営につきましてはこのタイミング的にも今年度行うことというふうに致しました。

ご質問のとおり、通常の業務に支障が出ることはないように、臨時的職員の雇用、また係、課を越えた協力体制も考えながら、日々の業務に努めていきたいというふうに考えてございます。高校生サミットにつきましては、事務局的なものを教育次長の方が行っていたいておりますが、そこにも臨時的な職員を配置をするような計画でおります。

そして、せんだってお認めをいただきました委託料につきましてもですね、業者から職員の方にこれからの計画につきまして指示を受けて、職員がそこで配置をされて動いていくという格好になるかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

私たちも何かできることあれば、イベント成功に一生懸命協力はしたいと、議会みんなが思っていると思います。

成功、間違いなくするようにですね、努力は私たちもさせていただきますので。執行部の人はもっと大変でございましょうが、頑張ってやり遂げていただきたいと思えます。それと、万全の体制をつくるようなことも一番基本に大事なことでございますから、まずそっちの方をしっかりと確立していただきたいと思えます。

次に移ります。2番の子育て支援でございます。

これはもう、あんまりあっさり書いてるので、中身の問いたいことはなかなか分かりにくいかも知れません。私も分からんですけど。

ただ、私、去年の9月議会からですね、9、12で27年度3月議会、当初予算、それと今議会と4回続けてやっております。そのコンセプトは何かといいますとですね、少子化、以前の人口減ですね。日本人がどんどん減っていったというふうなことです。

さっきちょっと言いましたけども、2200年後は2,000万人台に減るというふうな推計が出ております。まあ、びっくりしたものでございますけどね。それで、いかに田舎でも子どもの、まあ産んでいただく、そういう状況はどうやってできるかというふうなことを私も自分なりに情報収集とかいろいろやっておりますが、やはりですね、各自治体を中心となってやるべきことを、住民サービスを徹底してやっておりますね。

それで、12月議会のときかな、言ったと思いますけども、政府で出してるその、補助金あげますから一生懸命頑張って、今までない道、ルート、あい路をつくってくださいみたいなことを書かれたのを私は見てびっくりしたというふうなことをここで言ったことありますけども。3月議会に私気が付かんかったですけど、町長はですね、あい路をつぶすことを考えないかんいうて言うてましたので、読み返してみても、ちょっと反対やったかなあと思うんですけど。あい路を、なかったら自分で作り出せなんですよ。政府が言うには。それで、あい路見つけたら、自分でそこをもう大きく広くせよと。狭い道じゃなくて広い道にせよと。それで、全くあい路が見つからなかったら自分でつくれということなんですね。そういう、今までの政府の補助金出す条件を全部クリアしたそれ以上の内容のことをですね、地方から言ってくださいという、それが地方創生につながってるみたいですね。いろいろと。そういうものが私の、この子育て支援とか、少子化問題とか、この町の町の振興とかいうふうなことの一番基になってるということで。

それからつなげてこの子育て支援の考えをですね。これからの黒潮町の考え、そういうものをどうやって具体的に進めていくかいうことを教えていただきたいと。よろしく。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、小永議員の通告書の中の子育て支援の考え、それから具体的な取り組みを問うとのご質問に、まず私の方から答弁をさせていただきます。

非常に幅広いご質問の内容でございますけれども、特に教育委員会としての考え方を述べさせていただきます。

わが国においてはですね、現在、少子化が急速に進んでおり、大きな課題となっております。少子化の原因はさまざまですが、その原因の一つとして親の世代の子育てに関する不安や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘をされております。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、子育てに不安を抱える保護者の増加や、あるいは児童虐待、子どもと子育てをめぐる課題は複雑、かつ多様化をしているところでございます。

本町におきましても、平成26年度に子ども子育て支援事業計画を策定を致しまして、次世代を担う子どもを心身ともに健やかにはぐくむことを第一に、子どもと子育て家庭への支援を、少子化対策も視野に入れながら取り組んでいるところでございます。

子育て支援につきましては非常に多岐にわたっております。子育て世代のニーズに合った、より効果的な支援を継続的に実施をしていくべきであると考えております。

教育委員会としての本来の子育て支援としては、保育内容や教育内容を充実をさせていくことであるという

ふうに考えております。しかし、子育て世代が希望する支援策は財政的な面での支援、こういったものが非常に多くなっております。今後の支援策を考えるときに、例えば財政的支援を行うにしても、幼児期から義務教育、高等教育、大学と続く支援の必要な時期に、最も実効性のある支援がどういったものなのか慎重に考える必要があると思っております。

子育て支援には多くの財政負担を伴いますので、最も支援を必要としている方々はこういった方なのかをしっかりと見きわめ、施策を進めていくことが重要になるというふうに考えております。

教育委員会で実施をしている子育て支援策はさまざまございますけれども、具体的に大きく分けると次のようになるというふうに思っております。

まず1番目として、地域における子育ての支援です。

これは保育サービスの充実や地域子育て支援センター、放課後子ども教室の運営などになると思っております。

それから2番目としては、子どものための教育環境の整備ということでございます。

子どもの確かな成長を保証していくための幼児教育、学校教育の内容の充実。あるいは、学校給食による食育教育や家庭教育支援事業などになると思います。

それから3点目でございますけれども、子どもの安全確保でございます。

子どもの安全確保のための少年補導育成センターやスクールガードリーダー、スクールソーシャルワーカーの活動などになると思っております。

それから4番目が、保護者の経済的負担の軽減ということになるかと思っております。

保育料の減免や要保護、準用保護児童生徒支援事業など、財政面での保護者への直接的支援ということになります。

以上のようなことになると思っております。

こうした施策を展開をしながら、より充実をした子育て支援を行っているところでございます。

今後もそういったことを続けていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

子育て支援ですね、前にもずっと何回か取り上げて言いましたけども、ご夫婦が欲しいと思う子どもの数と、実際にお産みになった子どもの数とものすごい乖離（かいり）してるんですよね。

それ、県も国も調査しておりますが、一番の原因は財政なんです。経済的なことなんです。調べてみてもはっきりそれ出てるんですよね。

ましてやですね、田舎で勤めても給料体系が都会と比べたらもう随分差があるんですよね。ほんの一例ですけど、ちょっと調べたのがあるので見てみますと。

2010年度の下位の1番から5番は、まず下位の1番は沖縄県、2番が高知県なんです。3番が九州の宮崎県、下から4番目が東北の岩手県、それから鳥取県が下位から5番なんですね。高知県は堂々下位から2番目に入ってるんです。銀メダルです。

おんなじ年度の上位1位から5位は、1番が東京都、当然ながら。それから2番が滋賀県、3番が静岡県、4番が愛知県、5番が茨城なんですね。この上位5県の平均年収が337万7,000円らしいです。これ平均ですからね。年金もらってる人とか、パートの人とかいう人も全部入ってるわけです。会社の社長も入ってます。

それから、先に言いました下位の5つの町なんですね。下位5県の平均が5県みんな違うんですけども、その平均取ると5県で218万円の年収になるんですね。その差が119万7,000円。まあ大体120万くらいの一年の収入の差があるわけですね。

これをですね、給与受給者といいますか、サラリーマンに限っていえば、この平均年収の3割方アップするらしいですね。それなにかいうと、この平均というのは、先ほど言いましたパートの主婦の方とか年金もらってる方も全部含まれてますから、平均でこういう数字になるんですけども。実際、現役で働いてる方の収入から比べると、ますますその差は広がっておるといふようなことが現実としてあるわけですね。

そういう意味でですね、高知県が発表した二十代の人々の毎月の給料。男の人でも20万円台が割と少なくでですね、10万円台の後半。女の人になると、まだその半分近いものになるわけですね。そういうこと考えるとですね、非常にその結婚そのものもできなくなる。78パーセントか80パーセントぐらいの人がいつか結婚したいというふうな希望は持っているようですけども、なかなかそれを踏み切れない、結婚もできないというのが現実なんですね。

我々が子どものときに、若いときに、年寄りの人が言うには、まあね、面白いことに、一つ口じゃ食べんけども、二つ口になったら食べるぞ、おかしいもんど、みたいな話があつて。実際、昔はそういうことが、結婚して、まこと、あのおんちゃんの言うことほんまやってみたいなことがようあつたらしいですけどね。今の人はまじめで慎重なんですかね。割とその、あんまりむちゃみたいなことしませんので。苦しいと思ったら、自分の責任感感じるかも分かりません。もらった女房に迷惑掛けるとか、苦勞掛けるとかいうふうなことが先に考えてしまう。そういうことがあるかも分かりませんが。

いろんな問題がありますが、先ほど言いましたように適正な、何が適正な支援になるかというふうなことを今言われましたけども。高知県の生活環境、生活実態を見るとですね、やはり財政的な支援が一番望んでおられることやないかと、アンケート見てもみんなそんなふうな数字で出ておりますが、いかがでしょう。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

今回の地方創生総合戦略の中にですね、産み育てていきたい子どもの数といいます合計特殊出生率というのを目標に掲げてございます。現在1.43やったと思いますが、それを上昇させることが重要課題であるというふうに明記もしてございます。

そうなりますと、子どもを2人産みたくなるような施策をとということが一番大事になるというふうに自分たちも理解をしてございます。そのときに、小永議員の方からもありました経済的負担を軽減するという方策と、またですね、保育内容などですね、充実をさす。そして、また公園とか遊び場とか充実さす。そういうサービスを充実させていくというふうな2つの方法もあろうかと思えます。小永議員の方からはですね、その経済的な部分のお話やったというふうに思っております。

これまでの議論の中で保育料とかですね、それから給食費等の軽減等の話も議論もされてまいりました。先ほどありましたあの交付金、2分の1の交付金を活用するのが一応5年間というふうに定められてもございません。その間だけ保育料等の免除というわけにもなかなかいかないというのが現実でして、一遍、保育料の減免をする分、将来的にその分の収入がなくなるということも今後考えていかななくてはならないというのが現実でございます。

そのあたりで、これまで予算の方に新規事業として反映をできなかったのが、そういう議論をしながらであ

りますが、予算の方には反映できていないのが現状でございます。

今後、その地方総合戦略の作業部会の方ですね、そういう細かいところも詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

審議をしてる間に人がいなくなったというふうなことにならないようにですね、適切な手を打っていく必要があろうかと思えますね。

人口が減っていく、亡くなっていくというのはですね、3段階あるらしいんですよ。

まず第1のプロセスというのは、高齢者が増えて、働く人、若者の数が減ってきはじめたということがまず第1のプロセスであると。

それから第2のプロセスが、高齢者が人数が横ばいになるか、やや減ってくるというふうになって、働き手、それと若者の数がどんどん減ってきだしたと。それが第2のプロセス。

第3のプロセスというのが、高齢者が減ってきて、働く人と若者が減ってきたと。そうなるともう、滑り台を滑っていくようにですね、どんどんどんどん人口が減っていくというふうな、これは岩手県の知事をやっていた増田さんという方が平成14年にレポートを出した。人口減とその行く末か、何かそんなテーマか何かで発表したのがあってですね、全国に激震を与えましたね。

東京なんか、その若者は今、さっき言ったように地方から増えていってます。ところが、高齢者が今どんどんどんどん増えておりますね。さっき言いましたように、都会に出ていった若者はですね、子どもをつくらない。1.01人ですよ。全国平均が1.41ですから、いかに東京が子どものできる率がいかに少ないかいうことははっきり分かります。若者多いけど、つくらないんです子どもが。逆に、田舎の方が子どもさんはつくってるんですよ。ただ、中核都市といいますか、あの福岡とか仙台とか、そういう所は今ちょっと持ち直してます。人口がね。それは若い人がちょっと、子どもをつくる人がちょっと増えてきたということなんです。そういう流れになって、いかにそのデフレスパイラルに入ってしまうと、どんどんどんどん減っていくんです。あつという間に。

それがですね、出生率が2.1になる年があるらしいんですよ。これはもう専門家が出したものですから、私もびっくりしたんですけどね。2025年、2.1人になるらしいですよ。その出生率がね。それから、30年代中ごろも2.1人、子どもができる。あと10年くらい後で2050年もそうらしいですね。それがチャンスらしいですよ。そのチャンスのあるときに、その人口減を食い止める手を適切に打ってなかって5年遅れればですね、この安定期いうんですか、今言った2025年とか35年の中ごろ。それから2050年。このくらいの安定期につくらなかったらですね、300万人減るらしいですよ。5年遅れたら。

分からんでしょう。今言ったこと。

その安定期いうのあるらしいですね、人口減の安定期が。ちょっと減り止まったというところに合わせて子どもが産まれるようにすると300万人ちゃんとできると。それに5年遅れて手を着けても間に合わんと。300万人その安定期がぐっと減るといふ、そういうことなんです。それを繰り返してどんどん下がっていきますから、30年たったらそれだけで900万人子どもが減っていくという計算になるらしいですよ。

だから、そういうその手を早く適切に打っていきませんか、この素晴らしい黒潮町もどんどん激減していくということなんです。これ、もうデータ、いろいろ調べてみたらよく分かるんですね。

それと、去年でしたか、藻谷（もたに）先生が来て高知で講演があって、我々勉強に行かせていただきましたけども。65歳以上の犯罪者が非常に増えておると。理由は簡単やと。65歳以上の団塊の世代がボンと増えたから、ほんで犯罪者も増えたということなんですよ。青少年の犯罪率が減ってきた。青少年の数が減ったから当然減ると、そういうことらしいです。だから、悪いこと増えるのはあまりよくないんですけども、悪いことが増えたということはそれらの原因があって、やはり人が多いと、団塊の世代の人口が多いいうことを証明してることなんですよ。

それは日本の素晴らしい教育でですよ、若者は今から心の上でも頭の中でも成長していけばええわけですから、適切な対処の方法をですよ、ぜひとも打ってもらいたいと思いますが、考えていただけますか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

先ほども申しましたけども、子どもを2人産みたくなるような策ということ、経済的な面、そしてサービスの面、そのあたりを地方総合戦略の作業部会の方で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7番（小永正裕君）

もう時間ありませんが、もうちょっと。

政府はね、今の政府はほんとにやる気なんです。少子化を食い止めるいう、徹底的にやろうという気は満々なんです。だから、地方がそれに応えるべく手を打っていくということは一番大事なときなんです。今。

結婚する新婚さんにですね、最大18万円プレゼントしましょう、お祝い金あげましょうというのが今年から始まりますよ。政府から。最大18万円、結婚おめでとで、来ます。それだけ政府は少子化に、必ず食い止めんといかんいうふうな強い気持ち入ってます。

それと、一つお聞きしたいんですけど、保育料。次の。

もう時間がないので、もうちょっとだけ。

兄弟がですね、まあ2人いるとして。保育園に2人行っておって、1人卒園した人がおると、あと1人残りますよね。そうすると、その人の保育料はどんな扱いになりますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

これはもう2番目ということですか。

（小永議員から「ああ、そうです」との発言あり）

それでは、小永議員の2番目の質問にお答えを致します。

保育料の件でございますけれども、保育料の第2子でございます。

第2子についてはですね、これまでは保育所へ同時入所ということが条件でございますけれども、現在ではですね、同時入所という条件はございません。2分の1の減免ということになっております。

それから、第3子についてはですね、これも同様に全額無償という形になっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

小永君。

7 番（小永正裕君）

では、もう 1 個すみません。

3 人子どもさんおられるとして、1 人が卒園しました。小学校 3 年くらいになって、あと 2 人が残ってます。2 子と 3 子、どういうふうな扱いになりますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

第 2 子、第 3 子が保育所に残った場合のご質問だと思いますけれども。

この場合にはですね、第 2 子は半額ということで、第 3 子は完全無料ということになります。

（小永議員から「無料」との発言あり）

無料でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

小永君。

残り 1 分です。

7 番（小永正裕君）

ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（矢野昭三君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、2 時 25 分まで休みます。

休 憩 14 時 07 分

再 開 14 時 25 分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）から、議案第 19 号、黒潮町道の路線認定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

それでは私の方から、総務教育常任委員会に付託されました案件についてご報告致します。

まず、議案番号 10 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案については、既に皆さまに執行部からご説明のとおり、上位法の農業委員会の一部改正により、第 1 条の中で 20 条第 2 項目を、第 26 条第 2 項に条文の変更をするものであります。

中身については変化がありませんので、全員にお諮りしましたところ、可決、全会一致でございます。

それから、議案第 11 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案についても、10 号と同様、上位法の農業委員会の一部改正による証人の費用弁償の改正でありまして、

第2条第8号中の第9条第1項を、第35条第1項に改めるものでございます。

単に条文の変更するもので、同じく中身については変更はありません。

本案についてお諮りしましたところ、全会一致で可決でございます。

続きまして、議案第16号、平成28年度黒潮町一般会計補正予算についてご報告致します。

まず、歳出の方から報告致します。

歳出、総務費でございますが、歳出につきましても明細については執行部から既に、副町長以下ご説明があったとおりでございます。

2款1項1目の総務一般管理費の160万円につきましては、ふるさと納税祭りが東京であります。その関係で、8月22日から28日まで、このイベントに参加する費用として、8泊9日の20万円掛ける3人分、60万円を計上されております。

参加者は、産業推進室のふるさと納税担当者等3人が出張するものです。

このイベントは、昨年、44日間で460万人、今年は500万人が来場見込みであるということでございます。

このふるさと納税関係で質問のありましたのは、このふるさと納税について、今年の4、5、6月の閑散期の納税はあるのかという質問がありまして、ふるさと納税の状況は執行部から説明があり、ここで申し上げますと、12月までは2,607万1,000円、1,429件がありました。1月から3月までは447万円で328件、4月から6月までは584万7,000円で429件の実績があったようです。

そのほかに、委員の意見では、今回の出張旅費にレポートが必要ではないか、閲覧できるようなものにすべきではないかというご質問もございました。

執行部の方は、復命も出しているので、ご意見も配慮しながら頑張っていくということでございます。

それから、この出張参加の目的はですね、イベントはかなりの人数が来られるので、観光見物や来客に3人の担当で対応し、黒潮町のアピール、特産品の販売、観光案内等でふるさと納税や来町者の増加が期待できるという考えで行くようです。

続きまして、2款1項3目、財産管理6,505万1,000円でございますが、これの大きな関係は、大方球場の改修工事に伴うものでございまして、委託費は工事費6,400万の12パーセントが計上されております。

それから本工事の内訳は、フェンス、ガードクッション、排水溝の修繕で、3,442万8,000円。ブルペンは6人がピッチングが練習できる広さであります。一部は屋根付きで、合わせて1,893万3,000円ということです。

備品購入費につきましては、529万円の内訳ですが、ピッチングゲージが3基、防球ネットが10基、集球ネットが10基、L型投手用ネットが1基、ピッチングマシーンが3基でございます。

意見の中のご質問の主な中にはですね、バックネットの近辺、後ろの方ですか、駐車場に車が止められない状況があるがどうなのかという質問がございまして、バックネットは高さを幾ら上げても、ファールが出たときにはそこへ落ちる可能性は大いにあるということです。ファールボールはバックネットをある程度高くしても越えるので仕方がない。ドーム状にネットを張るしかない。ファールの確率は計算できないので、事故のときには障害賠償での対応になるという答えでございました。

それからフェンスの関係ですが、ラバーを全面に張るようですので、どうなのかという質問もありました。

側溝の上辺りに高さ2メートルで設置し、これによって以前、こういう関係が整ってない場合に、不安に思った大学等も、今後は候補も来てくれる見込みであるということでございます。

続きまして、2款1項6目、企画費でございます。2,267万円を計上しておりますが、その主なものは旅費でございますが34万8,000円計上しております。高知暮らしフェアの移住相談員1人を大阪と東京に派遣する。黒潮町移住促進PRのための出張費用34万円でございます。この一部は、東京のふるさと祭りに同じように

参加する予定だそうです。

それから、11の修繕料の方ですが120万4,000円ございますが、拳ノ川の地域おこし協力隊の居住場所が老朽化のためシロアリで夜も眠れない状態であり、浴室、和室、台所、簡易水洗トイレ、畳替え等、シロアリ防除関係の修繕費用として計上されております。

この関係では、地域おこし協力隊で住居を構えた方が8人ぐらいいられるが、県の補助金はあるのかというようなご意見。それから、移住者が金を掛けても耐震ができないので困る、直さないと入れないということばかりで移転せざるを得ない、というような意見がございました。

町の方もこのことに対して対しては、借りれる家と、借りれない壊さなければならない家を調査してやっていくというのが、今回の委託料の趣旨のようでございます。

それから、同じく12節、15節、18節がございまして、これは集落活動センター整備工事費が1,926万4,000円で、そのうち、工事費の関係でその内訳が324万円が集落活動センター、旧保育所後の直売所の建設工事費用。それから1,552万4,000円は、楮（こうぞ）の作業所を佐賀橋川へ新設するというので、備品も役務費も、それに関する関係でございます。

次に、2款1項7目、ふるさと創生事業費65万円でございます。これは特に、その11節の研修バスの関係で60万円計上しておりますが、修繕料。これは、修理代、車検料25万円と、それから修理代35万円は、研修バスのミッションの具合が悪いため、これを修繕しスクールバスとして貸し出すためのものがございます。既にこの研修バスは24万キロも走行されて、年数も24年以上経過し、ターボもなく馬力がなく、各運転手の評判も悪いということで廃車を考えていたようですが、長距離以外の運行はまだ可能のため、修理して使用するということです。

なお、この研修バスは修理して使用するのに、スクールバスに充てるようでございます。

続きまして、2の1の11、情報化推進費232万8,000円でございます。このうち13節委託料は、公式ホームページ改修業務委託232万8,000円を計上しております、内訳は、観光サイトに17万154円、あかつき館に132万8,940円、教育研究所に82万8,414円、合計232万8,000円ということになります。これはマイナンバー制度移行するためのセキュリティー対策も含め、あかつき館のホームページを更新するための技術改修費でございます、簡易サーバーを減らしていくものだそうです。私も言葉が分かりませんがCMSシステムというものがあつて、誰でもが絵を張れるとか、使いやすいものにするためのものだそうです。あかつき館の町のホームページを合体させることで、ネットの住所の統一をすることやサーバーの数を減らすことなどで、来年の7月までにはしっかりしたものにしたということでございました。

続きまして9款でございますが、消防費、9款1項4目、防災費142万5,000円でございます。これは、説明にありましたようにブロック塀の対策費補助金でございます。

補助金は、昨年までは25万5,000円であったものが今年から30万円に増やしたので、その増加分を計上したもので、15件分でございます。

このブロック塀対策については、執行部の悩みでは、すべての道路沿いの塀が対象でございますが、取り壊した後に道の中心から2メートル以内は復元ができないことがあるので、これが難であるというふうに言っております。

続きまして10款教育費でございますが、

10の1の2、事務局費11万9,000円。これは、14節使用料及び賃借料で挙げておりますが、スクールバスの代替え車両の借り上げ料が一回当たり1万1,880円で10回分、11万8,800円、約11万9,000円で計上しております。

これは、スクールバスの運行において町の研修バスを四万十交通と西南交通に貸し出しをしているが、支障がある場合があります。委託会社の車両を代替えとして利用する場合のために一日1万1,880円要するという事で、それが10回ぐらいを見込んだものでございます。

車両は町が構えて、運行は会社に委託するもので、法的には問題がないとのことで、1台は四万十交通、それから1台は佐賀の車庫、1台は大方にということで、会社の運行がしやすいように配置しているとのことでございます。

研修バスがなくなっても、スポーツや団体への貸し出しは通常のマイクロバスで運用のやりくりをしながらやっていくとのことでございます。

続きまして、第2表地方債補正は、既にご説明のあったように、総務管理費を19億5,600万円から20億1,720万円に補正し、それから地域振興費を5,750万円から6,900万円に補正するもので、総額を37億8,550万円に補正計上しています。

以上でございます。

以上を皆さんにお諮りしましたところ、一般会計の補正予算につきましては全会一致で可決でございます。

以上で私の報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

それでは、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を行います。

本常任委員会に付託されました議案は9議案です。

6月9日午後13時15分から16時45分まで、町長および各担当課長出席の下、説明を受けました。

本会議で説明を受けたものや深く議論にならなかったものを除き、報告致します。

まず、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算）についてでございます。

本会議でも説明があったとおり、27年度決算の不足部分を28年度歳入より繰上充用するものです。

今後、この赤字をどうするかが課題で、2億3,700万円の累積赤字を今後どうするか。平成30年度に高知県に保険事業者が移っても、この金額は残っていくということです。非常に厳しい運営になることも予想されております。国の財政支援をどう取り組むかになってくる、という説明も受けました。

今後は、保険者努力支援制度評価指標を達成することで、国の特別調整交付金を増やし赤字補てんに充てていくというような説明も受けております。そのために、特定健診の受診率アップ、特定保健指導、予防教育などを推進し、医療の適正化を図る事業をすることで、評価を受けた特別調整交付金に反映させていくということでございます。

そして、国保税の収納率も上げていくということでございます。現在95パーセントの徴収率がありますが、滞納分の徴収が悪いので、これに力を入れて赤字解消を、30年度には少しでも少なくなるように努めていくと

説明がありました。

また、単年度で黒字を目指し、その黒字分を赤字補てんに回せるように、法定外繰入も行いながら財政のバランスを取っていくという説明も受けました。

議案第9号につきましては討論はなく、全会一致で承認致しました。

続いて、議案第12号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてです。

これも本会議で説明がありましたが、であいの里蜷川、蜷川健康支援センターを集落活動センターとして利用できるように条例改正するものでございます。

委員からは、特別交付金等には影響が出ないのかというような質問がありましたが、このような交付金はこれまでも受けていないということでございました。

また、これまで行っていた宿泊等の事業についてはどのようになるのかという質問もありましたが、今後も集落支援センターとなっても、今まで行ってきた事業は引き続き行っていくという説明がありました。

議案第12号につきましても討論なく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第13号、黒潮町心身障がい児(者)福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これも本会議で説明があったとおり、年額1万円の福祉手当の支給の範囲を拡充するよう、条例改正を行う目的の条例改正でございます。また、この条例改正と合わせて、条文の修正などを行った改正です。

議案第13号につきましても討論なく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第14号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが。

これも本会議で説明があったとおり、平成28年4月に改正された介護保険法において、利用定員19名未満の通所介護、デイサービスの分のことですが。地域密着型サービスに位置付けられたことから条例を改正し、地域密着型通所介護に関する基準を加える条例改正となっております。

続きまして、議案第15号に移ります。討論の方は、14号と15号と同じ討論がありましたので、まとめて討論の説明は15号と一緒にさせていただきます。

議案第15号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてですが。

これも本会議で説明があったとおり、要支援認定者に関するもので、介護保険法および関係省令の一部の改正に合わせての改正になります。

これは、介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置の規定を追加する条例改正であります。

先ほども申し上げましたが、議案第14号および15号について討論の中で、委員からは、要支援1、2の支援が国から地方に移管され、地域によってサービスに差が生じる懸念があり、国の支援で統一した支援が必要と考えるので、これらの関連のある議案に対しては反対すると討論がありました。

賛成討論はなく、議案第14号および議案第15号は賛成多数で可決致しました。

続いて、平成28年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

これにつきましても本会議で十分な説明があったと思いますが、民生費につきましても、賃金につきましてもは13節の委託料に組み替えしたものと、需用費、委託料につきましても、本会議で説明がありました。

扶助費につきましても、議案第13号の改正でも触れたように福祉手当の支給対象者の範囲を広げたもので、この不足分を追加したものとなっております。

また、工事請負費につきましても、本会議で説明があったとおり、県の住宅等改造支援事業費補助金を受けて、馬荷小学校にエアコンの設置の工事をします。

また、負担金補助につきましても、本会議で説明があったとおり、国庫補助の10分の10の交付金で、国からかしま荘の方へ負担金補助として交付するものとなっております。

続いて6款、ページ18の農林水産業費ですが、農業振興費で、本会議でも説明があったとおり、作物の変換で収益が3年間で10パーセントの向上が見込めれば補助金が受けられるというもので、2件分、面積にして57アールのレンタルハウス、作物に対してはキュウリとニラの栽培農家に補助するものということでございます。

7款商工費につきましては、すべて減額になっておりますが、27年度の100パーセントの補助加速化交付金が採択になったため、28年度の予算に重複して予算化しておいた推進交付金の減額になっております。

19ページ。

8款土木費の賃金につきましても、本会議で説明がありましたが、委員からは、水道窓口の業務担当を臨時1名採用するということでしたが、業務内容について、土木、水道、どちらの業務に就くのかという質問がありましたが、土木業務も含め、水道の徴収業務を行うと、担当課長から説明がございました。

道路橋梁費の役務費の鑑定料につきましては、拳ノ川から佐賀間の高規格道路の作業道として、荷稻佐賀線を拡張する工事に伴う家屋の移転1件。また、小黒ノ川地区の家屋の移転1件のための鑑定料ということでございます。

都市計画費の総務費は、今整備中の防災広場に、今後高規格道路が交差する計画となっているため、今後の都市計画審議会の開催のための予算を組んだそうでございます。

続いて、13節の委託料につきましては、新たな空き家対策総合支援事業。これ、2分の1の補助を受けるため、空き家等対策計画を策定するための業務委託料ということですが。例年、老朽住宅除去事業を計上してございますが、この社会資本整備総合事業交付金の配分率が悪く実施できない状態なので、この事業を新たに進めていくための委託料ということになっております。

以上、一般会計補正予算については討論はなく、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第17号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結についてでございます。

この議案は変更金額がとても大きいことが問題となりました。それに伴う工事内容についても、委員からは多くの質問、意見が出されました。安価で維持管理のしやすい工法はなかったのか。維持管理の面で、大型の側溝で地表面を利用した対応はできなかったのか。また、耐用年数はどのくらいか。管理を行う上で安全対策はなされるか。また、この工法の施工例はあるのか、などと意見が出ました。

課長からは、2つの沢の増水時の水の流れを緩やかに下流に流すため、流量を計算した上で計画をしている。また、広く土地の有効的利用をするためにこの工法にした。耐用年数は50年で、安全対策は完成後に対応する。施工例は多々あると、丁寧な説明を受けました。

委員会として、このような大きな金額になることが予算の配分関係で分かっていたとの課長からの答弁がありました。このことについて、事前に議会には計画の説明があってもよいのではないかというような意見、討論がございました。

続いて、議案第18号に移りますが、これも17号と18号は同じような請け負いの議案ですので、討論は同じような討論が出ましたのでまとめて行います。

議案第18号、黒潮町防災拠点施設1号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結についてでございます。

本会議でも、説明、質疑がありました。ボーリング調査もしているのになぜ軟弱地盤を見つけられなかったのか、と質問が出ました。

調整池付近に2カ所の調査をしているが、どうしても掘削工事中に弱いことが分かったというような説明を受けました。

議案第17号、18号については、変更の金額があまりにも大きいので、事前の調査、設計の段階で、もっとコンサルと連携を密にし、慎重に、またしっかりと説明ができるよう、精査に努めるよう強く委員から要望をしました。

議案第17号、および第18号については、全会一致で可決致しました。

続いて、議案第19号、黒潮町道の路線認定についてでございます。

これも本会議で説明がありましたが、この路線は現在、民間の土地を通るような経路に予定されている。ここを買い上げて道をつける計画をしているのか。また、今後の整備計画は、と質問が委員から出ました。

課長からは、詳細測量を行い、それから地権者と交渉に入る計画をしていると説明がありました。

また、この付近の今後の整備計画については、地権者と話し合いながらとなる、という説明を受けました。

以上、討論はなく、全会一致で可決致しました。

以上で報告を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 11 号の討論を終わります。

次に、議案第 12 号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、黒潮町心身障がい児(者)福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 14 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

議案第 14 号、15 号をまとめてですが。

この条例改正は、国が介護保険制度を改悪して、要支援 1、2 を外すということになりました。それに伴っての条例改正だと思います。

介護保険というのは、皆さんまあ、今は特別徴収で年金からももちろん引かれてますし、一部そうでない方もいますけども。介護保険を払うんですけど、介護保険制度から要支援 1、2 の方が外されて、それで地域にそのサービスが回されました。地域になりますと、今までだったら国の制度で全国一律のサービス、そして専門家も入ったサービスができてたんですけど、こういうふうには地域になりますと、ボランティアでも構わないというふうになりましたし、それから、その地方自治体の財政力によってサービスが違ってきます。

そういうことではなくて、やはり私たちは、一般質問で私は反対してきたんですけど、介護保険制度ができて、介護サービスというのは一律にしてほしいということで、この制度については賛成しかねます。反対です。

議長 (矢野昭三君)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

次に、議案第 17 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 17 号の討論を終わります。

次に、議案第 18 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

浅野君。

12 番 (浅野修一君)

失礼します。

先ほどの 17 号もそうなのですが、17 号、18 号におきまして、あまりにも金額の増加が大き過ぎるといいますか。

当初の計画の折に、これは分かるべきだと思います。委員長の方も、先ほど委員長報告で、先にごういったことは前もって言ってもらいたいというふうなことを言っていましたけど、このような多額の増額というふうなことはちょっと、町民の方へも説明責任もあろうかと思えます。あまりにも大き過ぎますし、当初の、まあ言葉はちょっときついかもしれんですけど、ずさんなその調査いいですか、そういったことも見えてくると思えますので、私は反対致します。

議長（矢野昭三君）

次に、賛成討論はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

今回のこの造成、17、18、2 つともいかなものかというぐらいの増額であります。これを認めないという事は、今やっております新庁舎の関連にかかわるところにかかわってきますので、以後、このようなことがないということで。

今回のこの補正に関しては、工事費の追加については、私はやむを得ないものとして賛成討論を致します。

議長（矢野昭三君）

それでは、反対討論はございませんね。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 18 号の討論を終わります。

次に、議案第 19 号、黒潮町道の路線認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 9 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 10 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、黒潮町証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、黒潮町心身障がい児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、黒潮町防災広場造成工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、黒潮町防災拠点施設 1 号調整池整備工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 20 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、および議案第 21 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼をします。

それでは、2 議案につきまして説明させていただきます。

まず、議案第 20 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明をさせていただきます。

現在、黒潮町に人権擁護委員は 6 名の方が法務省の委嘱を受けまして活動をしていただいておりますが、廣井雅人人権擁護委員が平成 28 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任候補者として松本輝雄氏を推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町入野 6531 番地 7、松本輝雄氏は、昭和 27 年 7 月 13 日生まれで、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、松本氏が適任であると判断をして議会に提案させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い致します。

続きまして、議案第 21 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

同じく、これまで法務省の委嘱を受け活動をしていただいております谷口明男人権擁護委員が平成 28 年 9 月 30 日をもって任期満了となります。

その後任候補者として村越豊年氏を推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀 3025 番地 2、村越豊年氏は、昭和 30 年 11 月 26 日生まれで、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関し優れた見識を有する方でございます。

なお、村越氏は現在、再任用の短時間勤務職員と致しまして黒潮町教育委員会に勤務をされておりますが、地方公務員法の従事制限などの法的に抵触することはないことを確認をさせていただきます。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、村越氏が適任であると判断を致しまして議会に提案をさせていただきました。ご承認のほどよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 2 番濱村博君、3 番藤本岩義君を指名します。

初めに、議案第 20 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

濱村君および藤本君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり松本輝雄君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票、および賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱村君および藤本君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 20 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり松本輝雄君を適任とする意見を付することに決定致しました。

次に、議案第 21 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

濱村君および藤本君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のために申し上げます。本案は原案のとおり村越豊年君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は会議規則第 83 条の規定により、否と見なすことになります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱村君および藤本君は、立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

有効投票 13 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 21 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり村越豊年君を適任とする意見を付することに決定致しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

日程第 4、議員提出議案第 1 号、「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書についてを議題とします。

これから、提案趣旨説明を求めます。

提出者、浅野修一君。

12 番 (浅野修一君)

早速ではございますが、提案趣旨説明の方を始めさせていただきたいと思います。

議員提出議案第 1 号、「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書についての提案趣旨説明を行

います。今朝ほど、皆さんの方にも配付されておりますので内容についてはご承知のことと思いますが、抜粋してご説明の方したいと思います。

この意見書はですね、さまざまな課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は地方の動きに後押しされ、平成23年度は小1で、平成24年度は予算措置で小2の35人学級を実施致しました。

しかし、平成25年度以降は、35人学級の前進は4年連続で見送られており、教育の機会均等を保障するためには地方に負担を押し付けることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進と、そのための教職員定数改善を行うことが強く求められています。

子どもの数が減少している今、わずかな教育予算の増だけで35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。よって、国会および政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 1、国の責任で小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
- 2、国は35人以下学級実現のため標準法を改正して、教職員定数改善計画を立てること。

を求めるものでございます。

提出先と致しましては、衆参両議院議長をはじめ、各担当大臣に4人に提出をしようとするものです。審議のほどよろしくお願い致します。

以上で、提案趣旨説明を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第1号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしのとき）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

議員提出議案第1号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議員提出議案第1号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

副町長から発言を求められております。

これを許します。

副町長。

副町長 (松田春喜君)

平成28年6月第8回黒潮町議会定例会、誠にお疲れさまでございました。

会期中、町長の方が不在となりまして、大変申し訳ありませんでした。

そんな中、全議案につきまして承認、可決をいただきました。本当にありがとうございます。

ご意見をいただきましたものにつきましては、今後の住民福祉のために審議していきたいというふうに思います。

本当にお疲れさまでした。

議長 (矢野昭三君)

これで、副町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年6月第8回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 36分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 矢野昭三

署名議員 洪科博

署名議員 山崎正男

署名議員 藤本岩義